

令和 8 年 度 第 1 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

議 第 3 1 9 号 大阪市景観計画の変更について

令和 8 年 8 月 5 日

(議 第 3 1 9 号)
大 計 第 2 7 9 号
令 和 8 年 7 月 3 日

大阪市都市計画審議会

会長 嘉 名 光 市 様

(景観行政団体)

大阪市

代表者 大阪市長 横 山 英 幸

大阪市景観計画の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、景観法第9
条第8項において準用する同条第2項の規定により、貴審議会
の意見を聴取します。

(案)

大 阪 市 景 観 計 画

平成 18 年 2 月策定
令和 8 年 8 月変更

目 次

第 1 章 基本的事項	1
1 本市における景観形成の意義	1
2 景観計画の策定及び変更の変遷	2
3 景観計画の位置づけ	5
第 2 章 景観の現況と特性	6
1 要素ごとの景観の特徴	6
(1) 景観の現況と特性を捉える要素	
(2) 各要素の特徴	
1) 地勢の要素	
2) 都市基盤の要素	
3) 歴史・伝統の要素	
4) 都市空間の要素	
5) 活動・営みの要素	
2 本市の景観特性	29
(1) 特徴的な景観のテーマ	
(2) 特徴的な景観を有する主要なエリア	
(3) 眺望景観の特性	
(4) 夜間景観の特性	
3 景観構造の特性	34
(1) 基本となる面的な要素	
(2) 特徴的な景観要素	
第 3 章 景観形成の課題	46
1 市域全域の景観に係る課題	46
2 各テーマの景観に係る課題	46
3 眺望景観・夜間景観に係る課題	47
第 4 章 景観形成の目標と基本方針	48
1 景観形成の目標	48
2 景観形成の基本方針	49
3 協働による景観形成における各主体の役割	51

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性	52
1 景観形成の取り組みの方向性	52
2 景観施策の展開の方向性	54
建築物等の誘導と景観まちづくりの推進	
(1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導	
(2) 地域との協働による景観まちづくりの推進	
(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発	
(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり	
3 景観施策の体系	60
第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み	61
1 景観法に基づく景観計画の枠組み（法第8条）	61
2 景観計画区域等	62
(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）	
(2) 景観配慮ゾーン	
3 建築物・工作物の届出制度	69
(1) 届出までの流れ	
(2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項）	
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び 景観形成基準（法第8条第2項第2号）	
(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準	72
1) 都心景観形成区域	
2) 臨海景観形成区域	
3) 一般区域	
(3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準	93
1) 御堂筋地区	
2) 堺筋地区	
3) 四つ橋筋地区	
4) なにわ筋地区	
5) 土佐堀通地区	
6) 国道2号地区	
7) 中之島地区	

(3-3) まちなみ創造区域の景観形成方針及び景観形成基準	140
1) 御堂筋デザインガイドライン地区	
4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）	147
(1) 屋外広告物に関する基本方針	
(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類	
(3) 屋外広告物の許可申請・届出までの流れ	
(4) 広告物基準	
1) 御堂筋地区	
2) 堺筋地区	
3) 四つ橋筋地区	
4) なにわ筋地区	
5) 土佐堀通地区	
6) 国道2号地区	
7) 中之島地区	
5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）	165
(1) 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針	
(2) 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準	
6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準	
(法第8条第2項第4号ロハ)	166
(1) 景観重要公共施設の指定方針	
(2) 景観重要公共施設の指定	
(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項	
(4) 景観重要公共施設の占用等の許可の基準	
(注) 令和8年5月27日公布『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律』の施行後は、本計画中の「法第8条第2項第4号ロハ」を「法第8条第2項第4号ハニ」に読み替える。	

第7章 まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み	172
1 景観法による届出に係る事前協議の実施	172
2 大規模面的整備地区での景観誘導	172
(1) 計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知	
(2) 対象行為	
(3) 専門家との連携	
3 協働による景観まちづくりの推進	173
(1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援	

- (2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援
- (3) 地域ルールの実効性の担保
- (4) 景観協定制度の活用
- (5) 景観協議会制度の活用

4 市民や事業者による自主的な景観形成の促進 177

- (1) 都市景観資源の活用
- (2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施
- (3) その他の啓発施策の展開

5 様々な専門家等と連携した推進体制づくり 178

- (1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用

- (2) 景観整備機構の活動の充実

(注) 令和8年5月27日公布『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律』の施行後は、本計画中の「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に読み替える。

：景観法に基づく法定事項

第1章 基本的事項

1 本市における景観形成の意義

古来より様々な経緯で市街地が形成されてきた大阪では、それぞれの時代の特徴を残す多様な市街地に、歴史や文化を今に伝える建物やまちなみなどの景観資源が多く継承されてきました。特に都心部では近世以前に構築された城下町を基盤とし、面的な市街地開発事業などにより近代的な都市整備が進み、幹線道路沿道や鉄道ターミナル周辺などにおいて大都市らしい風格のある洗練された景観が形成されています。また、古くから水の都として、水や緑の豊かなうるおいのあるまちなみが人々に親しまれてきました。

一方で、近世に起源を持つ繁華街、鉄道駅の周辺等に自然発生的に発達した繁華街や、大規模な開発により整備された繁華街など、多くの人々が行き交い、にぎわいや活気を感じさせる境界の景観も大阪らしい景観の特徴の一つとなっています。このため、いわゆる「美しい」「整然とした」景観だけでなく多様な表情を持つ景観が大阪らしい景観といえます。

景観は、私たちを取り巻く環境の眺めそのものであり「見える環境」ともいわれます。そして、視覚的に見えるこれらの環境の背景には、基盤となっている自然や風土、そこで培われてきた歴史や文化、さらにその上で営まれてきた人々の暮らしや様々な活動などがあります。

こうした点に鑑みたとき、本市にとっての景観形成の意義は、以下のように考えることができます。

【本市における景観形成の意義】

① 都市の風格の向上

都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

② 観光や交流の活性化による都市の活力の創出

地域の持つ様々な特徴をいかした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

③ 地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

④ 豊かな生活環境の形成

身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、うるおいのある豊かな生活環境の形成を促進します。

2 景観計画の策定及び変更の変遷

景観計画の策定（平成 18 年 2 月）

大阪市では、戦前の 1934（昭和 9）年に御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、及び大阪駅や主要鉄道終端駅の周辺を都市計画法に基づく美観地区に指定したのが、景観形成に関わる施策導入の始まりです。それ以降、御堂筋沿道における 31m スカイラインの行政指導、建築美観誘導制度などにより、通りに沿った風格あるまちなみ形成を誘導するとともに、美しく個性的な都市景観を形成してきました。

また、2001（平成 13）年には、大阪市都市景観条例（平成 11 年 1 月施行）に基づく景観形成地域として、市民、事業者および行政の自主的な景観形成や、相互に連携、協力した景観形成を進める指針として、景観的なまとまりをもった一定の地域を指定しました。

2006（平成 18）年には、景観法に基づく大阪市景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めるなど、景観法に基づく各種施策を導入しています。

景観計画の変更（平成 29 年 3 月）

経済社会の成熟化、景観に対する市民の意識の高まり、そして都心機能更新に伴うまちなみの変容などを背景とした、大阪市都市景観委員会からの「今後の景観施策のあり方について（答申）」（平成 28 年 3 月 30 日）を基に、2017（平成 29）年 3 月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 景観計画を総合的な景観施策推進の指針とすること
- 景観計画区域（市域全域）を区分した、景観特性に応じた景観誘導
- 重点的に景観形成を図る地域（重点届出区域）の指定
- 景観法のさらなる活用を図り、「屋外広告物に関する行為の制限」及び「景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準」の規定
- 地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援の導入

また、2017（平成 29）年 9 月には、景観法、大阪市景観計画及び大阪市景観条例等に基づく協議・届出の手続き等を解説し、景観計画を補完する位置づけとして、「大阪市景観読本」を策定しました。

景観計画の変更（令和 2 年 3 月）

平成 28 年 3 月の答申において取り組みが必要とされた「眺望景観の保全・整備」及び「夜間景観の形成」について、これまでの施策を整理し、現状と特性を明らかにしたうえで、今後の景観眺望及び夜間景観の形成に向けた基本方針や、大阪らしい眺望及び夜間景観のあり方について、大阪市都市景観委員会から「眺望景観のあり方について」及び「夜間景観のあり方について」の提言（平成 31 年 3 月 29 日）がありました。

また、本提言では、2025 年に開催される大阪・関西万博や御堂筋での空間再編事業、LED といった照明技術の急速な進歩などを背景として、大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会と捉え、この機を逃さず、市内各所に新たな「名所」を創出することで、市民のシビックプライドの醸成をはかり、より優れた景観を創りだすとともに、大阪市の魅力をいっそう高めてゆくことが期待されています。

本提言を踏まえ、2020（令和 2）年 3 月、主に次の点について景観計画の変更を行い、あわせ

て、夜間景観ガイドラインの追加などの景観読本の充実を行いました。

- 大阪を代表するエリアを対象にした眺望景観・夜間景観形成の誘導
- 大規模面的整備における眺望景観・夜間景観形成の充実
- 新技術に対応した景観協議の枠組みづくり

景観計画の変更（令和6年3月）

大阪市では、御堂筋のまちなみの創造に向け、御堂筋沿道に建築物を建築等する際の建築物の形態意匠や建築物の用途等を適切に誘導することにより、御堂筋の活性化を推進することを目的として「御堂筋デザインガイドライン」を2014（平成26）年に定めました。

また、御堂筋の道路空間については、2019（平成31）年に策定した「御堂筋将来ビジョン」において、御堂筋のめざすべき姿として、車中心から人中心の空間への転換を打ち出しており、これを踏まえて、段階的に側道（車道）の歩行者空間化が進められています。

このように、沿道敷地と道路空間が一体となった、まちなみ創造の動きが活発化している状況を考慮するとともに、沿道敷地と道路空間の一体的な景観誘導のあり方を整理し、2024（令和6）年3月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 「まちなみ創造区域」を新たに景観計画区域へ位置づけるとともに、「御堂筋デザインガイドライン地区」を設定
- 「大阪を代表するエリア」に、「御堂筋とその沿道」を位置づけ
- 景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項及び占用等の許可の基準に「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」を関連づけ

景観計画の変更（令和8年8月）

2025 年大阪・関西万博開催に向けたまちづくりの機運が高まる中、にぎわいあるまちなみ景観形成の観点から、先行して2024（令和6）年11月に、景観計画等に定める広告物基準のうち、イベント対応時等の一時広告物については基準を適用除外とする関連要綱等の改正を行いました。これに引き続き、これまで行ってきた景観誘導の仕組みは一定維持しつつ、2026（令和8）年8月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 広告物基準のうち「意匠等」の一部を変更
- 地域の特性を踏まえた良好な景観形成を図るため、広告物基準に「地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物」を位置づけ

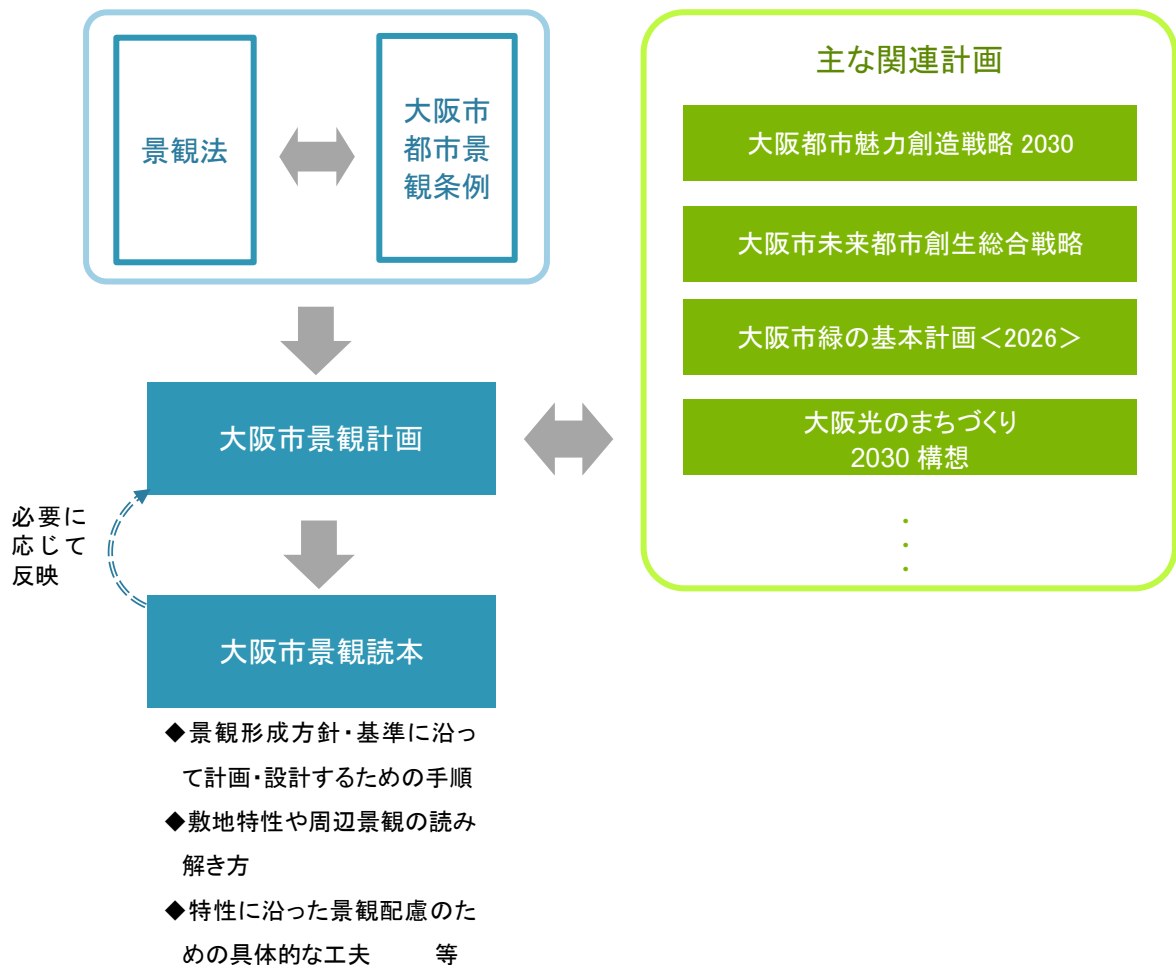
	提言・計画等	景観誘導	
		法令	要綱等
昭和期 (戦前)		S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定(御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、大阪駅や主要鉄道終端駅(難波駅、天満橋駅、上本町駅、天王寺駅・阿倍野橋駅)の周辺) S13.12 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪駅前ダイヤモンド地区とその周辺を追加)	
昭和期 (戦後)			S44.6 御堂筋沿道(淀屋橋～本町)31m スカイラインの行政指導
	S56.1 「大阪市建築美観誘導について(報告)」(大阪市建築美観委員会)		S57.1 建築美観誘導制度(なにわ筋、堺筋、国道2号)
	S58.7 「ライトアップ大阪計画」策定		
	S60.3 「大阪アメニティプラン」策定		
平成期	H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「新・水の都大阪のグランドデザイン」策定		H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導制度(淀屋橋～中央大通) 建築美観誘導制度(御堂筋(大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波)) H7.6 建築美観誘導制度(四ツ橋筋、土佐堀通) H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議を追加
	H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定	H10.9 大阪市都市景観条例(H11.1 施行) H12.6 都心中央部景観形成地域の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域の指定	H11 夜間整備指針の作成、「まちの明かりを考える」パンフレット作成、配布
	H17.9 「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H15.4 指定景観形成物(中央公会堂、通天閣等12件) H16.10 指定景観形成物(淀屋橋、毛馬桜宮公園等10件) H17.6 景観法の全面施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画策定(H18.4 施行) H18.3 大阪市都市景観条例の改正(H18.4 施行) H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定	
	H28.3 「大阪市における今後の景観施策のあり方について(答申)」(大阪市都市景観委員会)	H22.3 大阪市景観形成推進計画改定 H22.3 各区の都市景観資源の登録開始	H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導(淀屋橋～長堀通)
	H31.3 「眺望景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H29.3 大阪市都市景観条例の改正(H29.10 施行)	H26.11 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の策定
	H31.3 「夜間景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会)	H29.3 大阪市景観計画の変更(H29.10 施行)(重点届出区域の指定、屋外広告物に関する行為の制限の規定、景観重要公共施設の整備に関する事項等の規定等)	

令和期	R2.3 大阪市景観計画の変更(R2.10 施行)	R2.10 「景観計画に基づく外観変更等取扱要綱」の策定
	R5.3 景観重要建造物(第1号大阪城天守閣)の指定	R3.4 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正
	R6.3 大阪市都市景観条例の改正	
	R6.3 大阪市景観計画の変更(まちなみ創造区域の指定 等)	R6.11 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正(イベント開催に伴う一時広告物等の基準変更)
	R8.8 大阪市景観計画の変更(広告物基準の変更 等)	R8.9 「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正(エリアマネジメント広告物の規定等)

3 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、「大阪都市魅力創造戦略2030」、「大阪市未来都市創生総合戦略」、「大阪市緑の基本計画<2026>」、「大阪光のまちづくり2030 構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

また、都市景観条例及び景観計画に基づく協議、届出の手続き等の解説を記載し、景観計画を補完する位置づけとして、大阪市景観読本を作成しています。

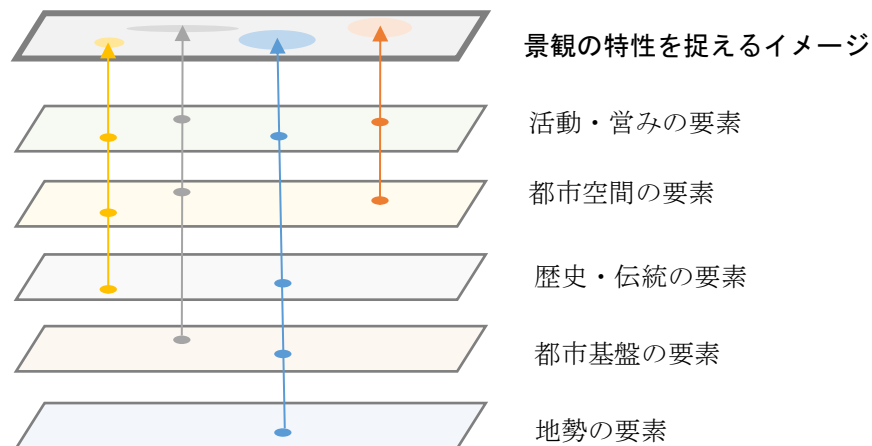


第2章 景観の現況と特性

1 要素ごとの景観の特徴

(1) 景観の現況と特性を捉える要素

大阪市の景観の現況と特性を、「地勢の要素」「都市基盤の要素」「歴史・伝統の要素」「都市空間の要素」「活動・営みの要素」の5つの要素から捉え、それぞれの特徴を挙げます。



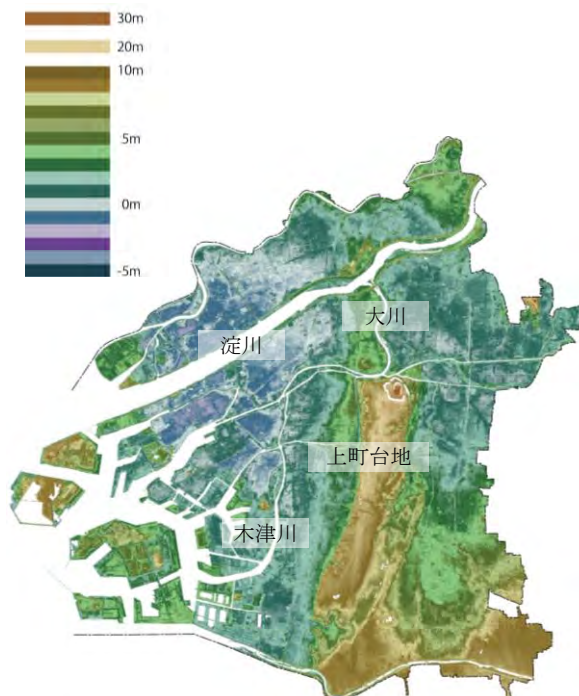
特性を捉える要素と視点	
地勢の要素	地盤高さと水面の分布から、台地などの高低差や河川など、景観の基礎となっている地勢の要素を把握します。
都市基盤の要素	市街地形成の歴史的背景や履歴等からみて、景観上影響が大きいと考えられる基盤及び埋立により形成された土地等による、面的な要素のまとまりを把握します。
歴史・伝統の要素	文化財（建造物）、寺社及び旧街道筋等の位置やそれらの周辺のまちなみの特徴などから、景観における歴史・伝統の要素を把握します。
都市空間の要素	面的な空間要素
	- 土地利用、実容積率、敷地規模等から、景観における面的な要素のまとまりを把握します。 - また建物の主用途、階数、構造等の分布により、都心部の中でも特性が異なるまとまりについて把握します。
	軸的な空間要素
	- 河川、海岸線や幹線道路などの、都市空間における連続する軸的な景観要素の分布を把握します。 - また、幹線道路沿道の建物高さの状況により、街路景観が形成されている範囲を把握します。
	拠点的な空間要素
	風致地区等のみどりの拠点、観光地等のにぎわいの拠点、都市開発が進む地区や主要鉄道駅の位置から、都市空間における拠点的な景観要素の分布を把握します。
活動・営みの要素	伝統的な祭事、まちづくりの取り組みや市民アンケート等から、人が集まる拠点や取り組みに着目し、景観における活動・営みの要素を把握します。
関連計画等から捉える景観	「大阪都市魅力創造戦略 2030」、「大阪市未来都市創生総合戦略」、「大阪市緑の基本計画＜2026＞」、「大阪光のまちづくり 2030 構想」など、景観形成の関連分野の計画を整理することで、今後、形成され得る景観を捉えます。

(2) 各要素の特徴

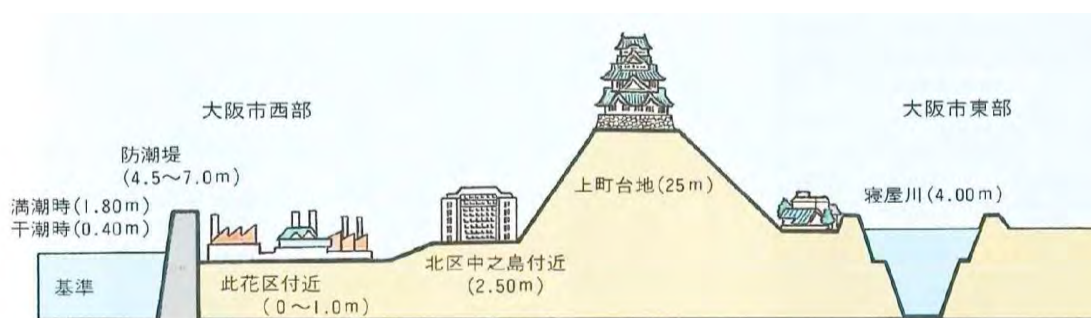
1) 地勢の要素

○地盤高さと水面

- ・ 高低差のある上町台地では、坂や低地を見下ろす眺望点などにおいて、地形による3次元的な視点場、視対象の関係が形成されています。平坦な市街地の中にあって、高低差による立体的で変化のある景観が特徴です。
- ・ 淀川、大川や木津川などの河川は市街地を横断し、景観の広がりや分断するエッジとなるだけでなく、都心部では軸的な景観要素として認識されます。さらに連続するオープンスペースが市街地を区切るエッジとなり、また水面が景観にうるおいを与えています。
- ・ 本市の海岸線は埋め立てにより入り組んだ地形を形成しており、水面を挟んで対岸のまちなみが望めるなど、景観に奥行きを与えています。



地盤高さ



大阪市の地盤高さ

【出典：大阪市 100 年のあゆみ】

2) 都市基盤の要素

○市街地景観の変遷

古代の大阪と難波宮

古代の大阪は、大阪湾につながった河内湖が現在の大阪平野から生駒山麓まで広がり、上町台地が半島のように突き出た地形を形成していました。

また大阪は海に面し、背後に奈良をはじめ近畿地方の諸地域を控えていた要衝の地であり、「難波津（なにわづ）」と呼ばれた国際港が設けられていました。4世紀の後半から遣新羅使や遣隋使・遣唐使などを通し、朝鮮半島や中国大陆などとの交流が盛んに行われるにつれ、海外の文化・技術・情報などを受け入れる我が国の国際交流の窓口として重要な役割を担ってきました。7世紀に難波津に近い場所に「難波宮」が造営されてからは、約150年に渡り大阪は我が国の政治・文化の中心地であっただけでなく、渡来人たちも居住する国際都市でもありました。こうしたことから、古代から文明が発達していた上町台地上には現在でも歴史的な景観資源が数多く残されています。



古代大阪の海岸線

【出典：梶山太郎・市原実著
『大阪平野のおいたち』】



石山本願寺門前町繁昌之図

蓮如による石山本願寺寺内町の形成

1496（明応5）年には、現在の大坂城が位置する上町台地の北端に、浄土真宗の僧蓮如により、石山本願寺（当初石山御坊）が建立されたといわれています。この境内では商人等が住まう「寺内町」が形成され、「大坂」というまちが誕生しました。しかしその後、本願寺が織田信長と争い、1580（天正8）年8月に大坂を明けわたして去ると、寺内町も消失しました。

大坂城の築城と城を中心としたまちづくり

近代都市大阪の母体となる“まちづくり”は、石山本願寺跡での豊臣秀吉による大坂城の築城と、武家屋敷、寺町、町人町等で構成する壮大な城下町の建設が始まりです。

信長のあとをついで国内統一を進めていた秀吉は、1583（天正11）年に大坂城の築城にとりかかりました。もとの寺内町は全体が城に改造され、その外側に新しい城下町が建設されました。武家屋敷は城の南と西に、寺町は大川北岸の天満と城の南側の上町及び谷町に、町人町は東横堀川西の船場及び天満に計画的に定められました。

大坂城や城下町は1615（元和元）年の大阪夏の陣で焼け落ちましたが、そのあと徳川幕府によって、再建され、大坂城は城下町のシンボルとして親しまれました。



各年代の大坂城の断面

【出典：大阪市立図書館ホームページ】

櫓屋敷とヴィスタ

高麗橋通の東の先は豊臣時代の
天守、平野町通の東の先は徳川時
代の天守の位置にあたり、これら
の街路からは両側にそびえ建つ櫓
屋敷の間を通して天守を望むとい
う構図が得られ、同時に天守から
は櫓屋敷に挟まれたこれらの街路
の見渡しが得られていたと考えら

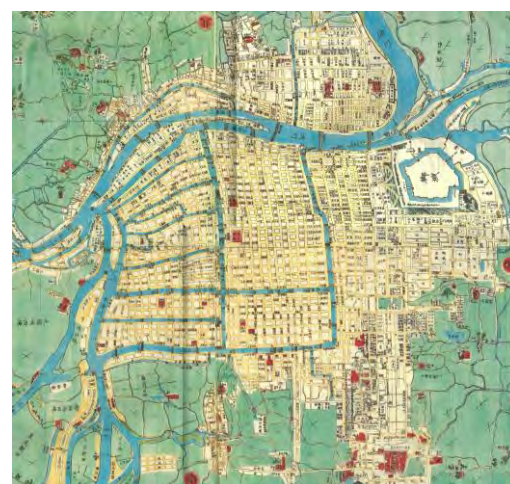


大坂城下町復元図
における櫓屋敷と
ヴィスタ
(宮本雅明、櫓屋
敷考(下)―そ
の意味と機能
―、日本建築学
会計画系論文報
告集)

れます。城下町の都心景観の演出として櫓屋敷は三階建禁止令や軒下制限下でも建てられ維持されました。

基盤目状の市街地基盤と“水都”の形成

これらの市街地の造成には、東横堀川、天満堀川、西横堀川、阿波堀川を開削した際に出た土砂が用いられました。道路に囲まれた街区の大きさは、東横堀と西横堀の間では、ほぼ 42~43 間(約 78m)の正方形が標準で、道路の幅は、大坂城に向かう東西方向の道路が主軸で 4 間 5 分(約 8 m)に、南北方向の道路は 3 間 3 分(約 6 m)に定められていました。この街割りは現在においても継承されており、まさに都心中央部の基盤形成の起源といえます。



江戸時代の大坂の街割【出典：国宝大阪全図】

豊臣時代にその姿を整えた大坂の城下町は、
1615（元和元）年夏の陣で市街地建物はすべて焼亡し、堀川・道路等の公共基盤だけが残されましたが、その後に大坂城主となった松平忠明による積極的な“まちづくり”により、戦災地が復旧されました。1615（元和元）年に工事途中の道頓堀川を開削し市街地を南に拡張し、これ以降も、低湿地であった西横堀以西に堀川を開削、その土砂で盛土する宅地造成に着手するとともに、市中に散在していた大小の寺院や墓地を市街の外側に集中移転させ寺町を形成するなど、忠明が手がけてから 10 数年間にほぼ市街は整理され、いわゆる「水の都」としての現在における大阪の基盤が作られました。

天下の台所 - 大坂三郷と蔵屋敷のまち中之島の形成 -

江戸時代の大坂は、大坂城や武家屋敷地、中之島などの他は、北組（大川以南本町筋まで）、南組（本町筋以南）、天満組（大川以北）の三郷の自治組織に分けられ、「大坂三郷」と呼ばれる町人町でした。

忠明はわずか4年弱の在任中に、城下町の基盤を築くとともに、中之島及びその周辺に蔵屋敷を誘致する先鞭をつけました。忠明の移封後、大坂は城代が支配する幕府直轄地となり、中之島には蔵屋敷の建設が相次ぎました。1655（明暦元）年には中之島を中心に66邸が確認され、蔵屋敷の町として生まれ変わりました。1657（明暦3）年「新板大坂之図」を見ると、中之島から堂島に架かる橋はありませんが、1806（文化3）年の「増脩改正摂州大阪地図」では、堂島川に大江橋、渡辺橋などの5橋が確認できます。

天保期（1830～1844）の記録では、中之島及びその周辺に90もの藩が蔵屋敷を置いていました。その後1871（明治4）年に蔵屋敷は廃止されましたが、現在の中之島の大規模な区画割にその名残が残されており、当時は蔵屋敷があることによる舟入や堀、小さな橋が並ぶ独特の景観が形成されていました。



「新板大坂之図」1657（明暦3）年
大阪市立中央図書館蔵



「増脩改正摂州大阪地図」1806（文化3）年
大阪教育大学附属図書館蔵



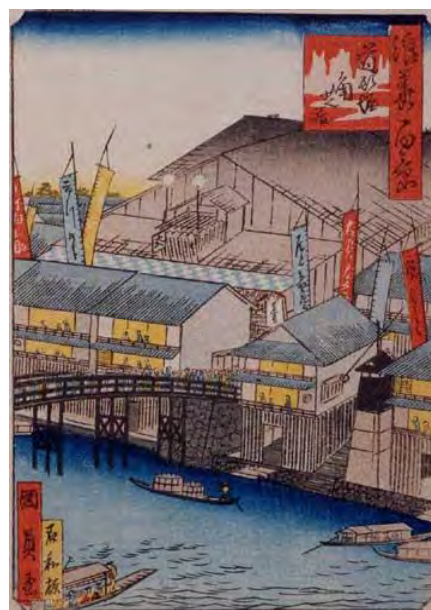
大坂北中ノ島蔵屋敷の図

町人町としての都心中央部の発展と遊興地としての都心南部の発展

船場を中心とする都心中央部では、17世紀の終わりと18世紀にかけて、まちの発展に伴い商業も活性化し、生活が豊かになった大坂の町人の間では、より生活を楽しむという意識が強くなり、学問や娯楽文化が盛り上がりました。船場では、適塾を筆頭に、現在においても当時の文化が伺える歴史的資源が点在しています。

一方、道頓堀では1616（元和2）年以降、芝居小屋が立地しはじめ、歌舞伎、浄瑠璃、舞、説経、からくりなど様々な芝居が催される芝居町が形成されました。中でも竹本座（後に浪花座）、中座、角座、朝日座、弁天座は道頓堀5座として後世まで名を残すこととなりました。道頓堀芝居町の南側に新たに開かれた難波新地には料理屋が軒を連ね、相撲興行をはじめ見物興行が盛んでありました。多くの劇場と芝居茶屋が立ち並ぶ道頓堀の南側一帯は芝居・興行の中心地として盛り場の歴史を歩みはじめました。

一方、江戸時代は刑場や墓地であった千日前は、1877（明治10）年頃には新興の盛り場となり、道頓堀とともに、「ミナミ」の歓楽地帯を形成するようになりました。ミナミでは、現在でも関西有数の繁華街として、活気あるにぎわいの景観が形成されています。



「浪花百景」道頓堀角芝居

明治維新後の都市の近代化

1869（明治2）年に大坂三郷が廃止され、東・西・南・北の4大組が置かれ、その後数度の再編成を経て、1889（明治22）年に大阪市が誕生し、同4区を継承しました。人口は明治維新前後に26万人まで減少していましたが、市政発足時は47万人、1897（明治30）年代後半に入ると100万人を超え、市街地が無秩序に拡大し、様々な都市問題がクローズアップされるようになります。

1919（大正8）年には、都市計画法や市街地建築物法などが公布され、計画的に都市建設を進める法制度の充実が図られたことを受け、御堂筋などの都市計画道路整備や建築線制度を活用した道路拡張など、都心部の高機能化が進められました。

また、都心部の整備と並行し、市域拡張に合わせて新たに編入する区域で行われた組合土地区画整理事業など、都市基盤整備が着々と進められました。このような民間の事業等により、現在の周辺市街地における整然としたまちなみが整備されました。

「大大阪」時代の発展

20 世紀に入って、人口の集中化が進み、住宅不足などの問題も大きくなりました。そこで本市は、都心周辺部と周辺市街地部の開発を計画的に進めるため、1925（大正 14）年に周辺の町村と合併しました。その結果、人口・面積で日本一となり、名実共に全国第一の都市「大大阪」として名を馳せることとなりました。商工業も日本一の発展を見せ、周辺市街地部には工業地帯が乱立する一方、都心中央部では、実業家等により業務系建築が多数建てられました。これらは、現在、近代建築として市民に親しまれ、「商都」の誇りを今に伝えています。

景観形成の取り組みとしては、1934（昭和 9）年、大阪城、大阪駅前、御堂筋、中之島等において市街地建築物法による美観地区を指定しました。

大阪駅前のまちづくり

大阪駅は、現在でこそ都心となっていますが、1874（明治 7）年の駅開業当時は周辺に田園が広がっていました。その後、駅前の一帯は、戦前における公共団体施行の土地区画整理事業として、約 5 ha の地域において、1935（昭和 10）年に、旧都市計画法第 13 条の規定により内務大臣の施行命令を受けて事業が開始され、1940（昭和 15）年には事業を完了しました。闇市が広がっていた大阪駅前はこの大規模な面的整備事業により、玄関口として、現在の落ち着いた景観を形成するに至りました。

戦後のまちづくり - 戦災復興に伴う基盤整備と車社会への対応、都心の高度利用化 -

戦後の本市の復興にあたっては、土地区画整理事業を中心にまちづくりが進められてきました。これにより戦災被害の大きかった都心周辺部では、公園等の都市施設を充足しながら現在のまちなみを形成していきます。

高度経済成長期には、自動車交通の激増や市周辺部の急速な市街化が進んだため、都心中央部から都心周辺部の高架道路整備、交差点の立体交差化、周辺市街地部の幹線道路整備や緑化の推進などの新たなまちづくりが行われました。これにより、都心中央部ではスケール感のある立体的な都市景観が形成されました。

また、1961（昭和 36）年には新大阪駅周辺において、同駅と都心中央部を連絡する幹線道路等の整備及びその周辺地域の土地利用の増進を目的として、新大阪駅周辺土地区画整理事業が行われるなど、新幹線を始めとする技術の進展に合わせ大阪のまちも変化してきました。

さらに、1970（昭和 45）年の日本万国博覧会の開催以降は、従来から行ってきた諸施策の内容の一層の高度化を図るとともに、新たな施策を加え、新時代への“まちづくり”をめざした多様な施策展開により、活動的な現在の大阪が形作られてきました。

御堂筋沿道の市街地形成

御堂筋の完成と百尺制限

1923（大正 12）年に「都市大改造計画」のメイン事業として「御堂筋の拡幅」が位置づけられました。拡幅以前の御堂筋は、道幅 6 メートル、北の淡路町から南の長堀まで約 1.3 キロメートルの狭く短い道でした。その御堂筋を幅 44 メートル、南北に延びる約 4 キロメートルの道にするという関市長の構想は当時の常識では考えられないものでした。工事にかかる莫大な費用、地下鉄工事と同時に行うというこれまでに例のない工事といった困難を乗り越え、御堂筋は 1937（昭和 12）年 5 月 11 日に開通の日を迎えました。

整備においては、歩道、車道、緩行車線、緑地帯と整然と区画され、歩道と緑地帯には銀杏が植えられました。街路照明は歩道と車道のものが千鳥状になるように設置され、また電線は地下に埋設されるなど、景観に対する配慮がなされました。

御堂筋は大阪を代表する美しい街路であり、近代大阪の都市景観としてその重要性は極めて大きなものです。銀杏並木は御堂筋を象徴するものであり、大阪市民のみならず大阪を訪れる内外の人々に広く親しまれており、近代都市大阪を象徴する歴史的景観として貴重です。

1920（大正 9）年の市街地建築物法施行後、御堂筋をはじめとする商業地域は全国一律に百尺（31m）の高さ制限（百尺制限）がかけられることとなりました。また、1934（昭和 9）年には美観地区の指定も行い、近代的な都市景観の創造をめざしました。

百尺制限は、1968（昭和 43）年の新都市計画法の制定に続く 1970（昭和 45）年の建築基準法及び都市計画法の改正に伴う新用途地域の指定及び容積制の採用により廃止されましたが、御堂筋沿道の土佐堀通から中央大通までの間については、既に統一的な景観が形成されており、その継承が望まれたことから、大阪市はその後も 1994（平成 6）年まで 31m の高さ制限を行政指導により継続しました。この一連の期間に御堂筋沿道には数多くの 31m の高さの建築物が建てられ、軒線の連続したまちなみが形成されました。

一方、中央大通以南については、1969（昭和 44）年以降、31m を超える建築物が建設されるなど、沿道建築物の高層化が進むことになりました。



完成当時(1937(昭和 12)年)の御堂筋



御堂筋ビル群

【出典：御堂筋デザインガイドライン】



31mで軒線の揃った御堂筋

【出典：御堂筋デザインガイドライン】

時代に応じた高度利用への対応

平成に入り、土地の有効利用のための高さ規制の見直しの声や、都心部の都市機能の拡充が喫緊の課題となる中、1994（平成6）年に土佐堀通から中央大通間を対象とする「御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱」を制定し、御堂筋に面した壁面を後退させることにより、歩行者空間の充実を図ることなどを条件に、軒高を50mまで建てられるよう緩和するとともに、50mを超える部分についても、さらに壁面を後退することにより、建物の高さを60mまで建築できることとしました。また、同年、御堂筋の上記区間以外を「建築美観誘導制度」の対象とし、建築物の建築や屋外広告物の設置の際に、事業者には大阪市との協議を義務づけました。

その後、本社機能の地区外流出による御堂筋エリアの相対的な地位の低下や、にぎわい創出など、御堂筋の活性化が大阪市における重要な行政課題となり、地元のエリアマネジメント団体からも、課題の解消に向けた提言を受けるなど、御堂筋の活性化が強く求められる状況となりました。こうした状況の中、2002（平成14）年に都市再生特別措置法が施行され、2004（平成16）年に淀屋橋地区において都市再生特別地区を都市計画決定し、御堂筋でも高さ60mを超える建築物が建築されました。

さらに、都市計画審議会専門部会での検討を踏まえ、2014（平成26）年に、土佐堀通から中央大通までの区域で「御堂筋本町北地区地区計画」を、中央大通から長堀通までの区域で「御堂筋本町南地区地区計画」を都市計画決定するとともに、御堂筋におけるまちなみ創造の作法を共有するための羅針盤として、「御堂筋デザインガイドライン」を作成しました。

同ガイドラインの対象となる土佐堀通から長堀通までの間では、これまで形成されてきた統一感のあるまちなみを継承しながら、ガイドラインに基づく事業者等と大阪市との対話・創造型の景観誘導を実施しています。また、土佐堀通から中央大通までの間では、高さ制限の緩和によりさらなる高度利用が図られることとなりましたが、壁面線の統一や50mの軒線の連続を継承し、整然とした御堂筋の特徴を継承するものとなっています。

御堂筋（土佐堀通～中央大通間）の高さ規制の変遷

	法に基づく100尺 (31m)制限	行政指導による軒高 31m制限	行政指導による軒高50m制限		(現在) 50mの軒線の強調
期間	1920年～1969年 (大正9年～昭和44 年)	1969年～1994年 (昭和44年～平成6年)	1994年～2014年 (平成6年～平成26年)	2002年(平成14年)～	2014年(平成26年)～
高さ 制限 手法	市街地建築物法・建築 基準法 (用途地域による絶対高さ制 限)	御堂筋の景観保持に関 する建築指導方針	御堂筋沿道建築物のま ちなみ誘導に関する指導要 綱	都市再生特別地区(都市計画 法) ・淀屋橋地区2004年(平成16年) ・本町3丁目南地区2007年(平成 19年) 他	地区計画＋御堂筋デザインガイ ドライン (御堂筋沿道建築物のデザイン 誘導等に関する要綱)
高さ 制限 の 内 容	高さの最高限度100尺 (1931年からメートル法 で31m)	軒高31m(3:2の斜線制 限)、 塔屋等含む最高高さ43m	軒高50m(4m壁面後退)、 塔屋等含む最高高さ60m	●軒高50m、最高高さ70m(淀屋橋地区) ●軒高50m、最高高さ140m(本町3丁目 南地区)	●軒高50m、最高高さD:H=1:2
高さ 制限 の 概 念 図					

官民共創によるまちなみの創造

御堂筋沿道では、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、いわば“官民共創”とも言えるまちづくりが進みつつあります。

また、地域景観づくり協定制度を利用したエリアマネジメント団体による地域の景観形成に向けた自主ルール作成・運用など、地域主導による沿道敷地の景観誘導の取り組みが広がりつつあります。

一方で、道路空間では、2019（平成 31）年に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋を車中心から人中心の道路へと転換するべく道路空間の再編に取り組んでおり、御堂筋の拡幅が計画されてから概ね百年を経て、御堂筋は大転換期を迎えています。

そうした背景もあり、道路と沿道敷地において利活用が多様化していることから、両者の一体的な景観のあり方も重要になってきています。

このように、御堂筋では道路空間の再編を通じ、歩行者空間が大きく拡大し、また、そうした空間も利活用しながら、にぎわい創出や沿道敷地・道路空間の双方で、より良い景観形成に主体的に取り組む地域団体が実績を積みつつあるなど、御堂筋の街路景観・まちなみの創造において官民が共創するまちづくりのあり方が確立しつつあります。



【出典：御堂筋道路空間再編整備ガイドライン】

○臨海部の市街地形成の経緯

在来臨海部の形成と貿易港としての発展

埋立により市域の大部分を築いてきた大阪ですが、現在の臨海部は明治中期以降に形成されたものです。大洪水を契機とし、川幅 550～800m に及ぶ新淀川の開削事業が行われました。これにより、旧淀川（現在の大川～安治川）からの土砂堆積の心配がなくなり、従来までの川口港に代わり、安治川と木津川の河口に新たに港を建設する築港事業が 1897（明治 30）年から進められました。この大事業により、大阪は近代港をもつ国際都市としてさらなる発展を遂げました。



大阪市築港計画図（1896（明治 29）年時点）
【出典：おおさかのまちづくり】

また、第二次世界大戦での被害が極めて大きかった大阪港ですが、1947（昭和 22）年からの大阪港復興計画によりみごとに復興を遂げ、工業を中心とした多数の産業が集積しました。

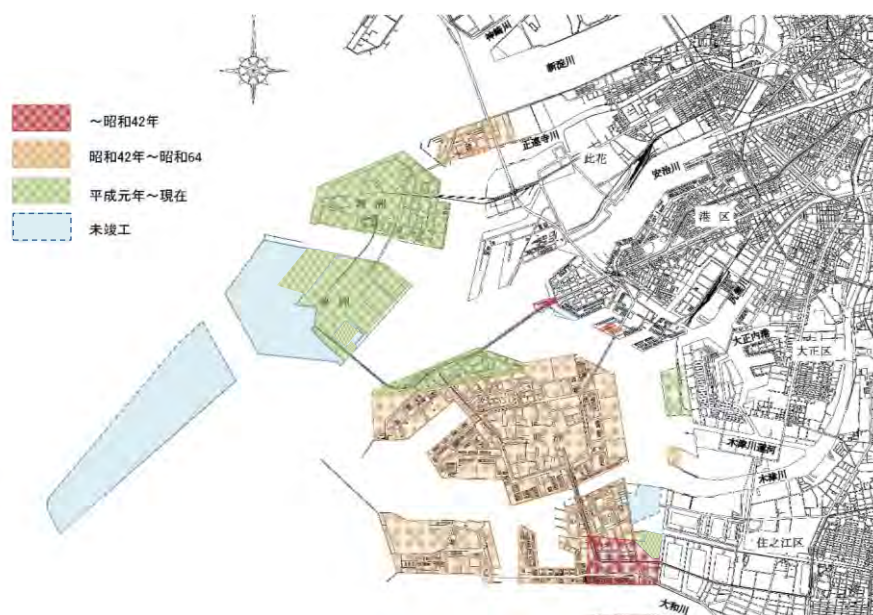
さらに、1950（昭和 25）年のジェーン台風や 1961（昭和 36）年の第 2 室戸台風の教訓を踏まえ、防潮堤の造成や盛土による総合的な高潮対策が進められました。これにより、大規模な浸水被害はなくなり、現在の在来臨港部の基盤が作られました。

新臨海部の形成と大阪港の多機能化による港湾景観の形成

1958（昭和 33）年からの南港埋立事業を皮切りに、臨海工業用地として新臨海部（北港・南港）の開発が進められました。1967（昭和 42）年以降は、主目的を国外との貿易にシフトするなど、ニーズや社会情勢に応じ、段階的に臨海部の整備・利用がなされてきました。

さらに、大阪港は、その利便性を向上させるべく、フェリーターミナル・コンテナターミナルや、鉄道・道路・橋梁といった港湾施設や基盤施設にとどまらず、レクリエーション施設や国際交流施設、ニュータウンなど利用を多岐に広げてきました。

この様な経緯により、大阪の臨海部では、現在の入り組んだ海岸線が形成され、対岸の建物が見渡せるなど、大阪港ならではの景観が形成されるとともに、長大橋やガントリークレーン、大型クルーズ船の入港風景のほか、大阪港に沈む夕陽など、多様な表情を持つ海辺のまちなみが生み出されました。



大阪港年代別竣工認可位置図

3) 歴史・伝統の要素

- ・文化財（建造物）及び名勝・史跡公園等は市域全域に分布していますが、特に船場や夕陽丘、住吉大社周辺に集積しています。
- ・寺社については、市域全域に分布していますが、特に夕陽丘に集積が見られます。
- ・旧街道沿いの近世以前に起源のある市街地には寺社をはじめ伝統的な建物も多く立地し、平野郷など、歴史性を感じさせる景観が形成されています。
- ・船場を中心とした都心中央部においては、多くの文化財や近代建築が分布し、高層ビルのまちなみの中でアクセントとなり、景観に深みを与えています。

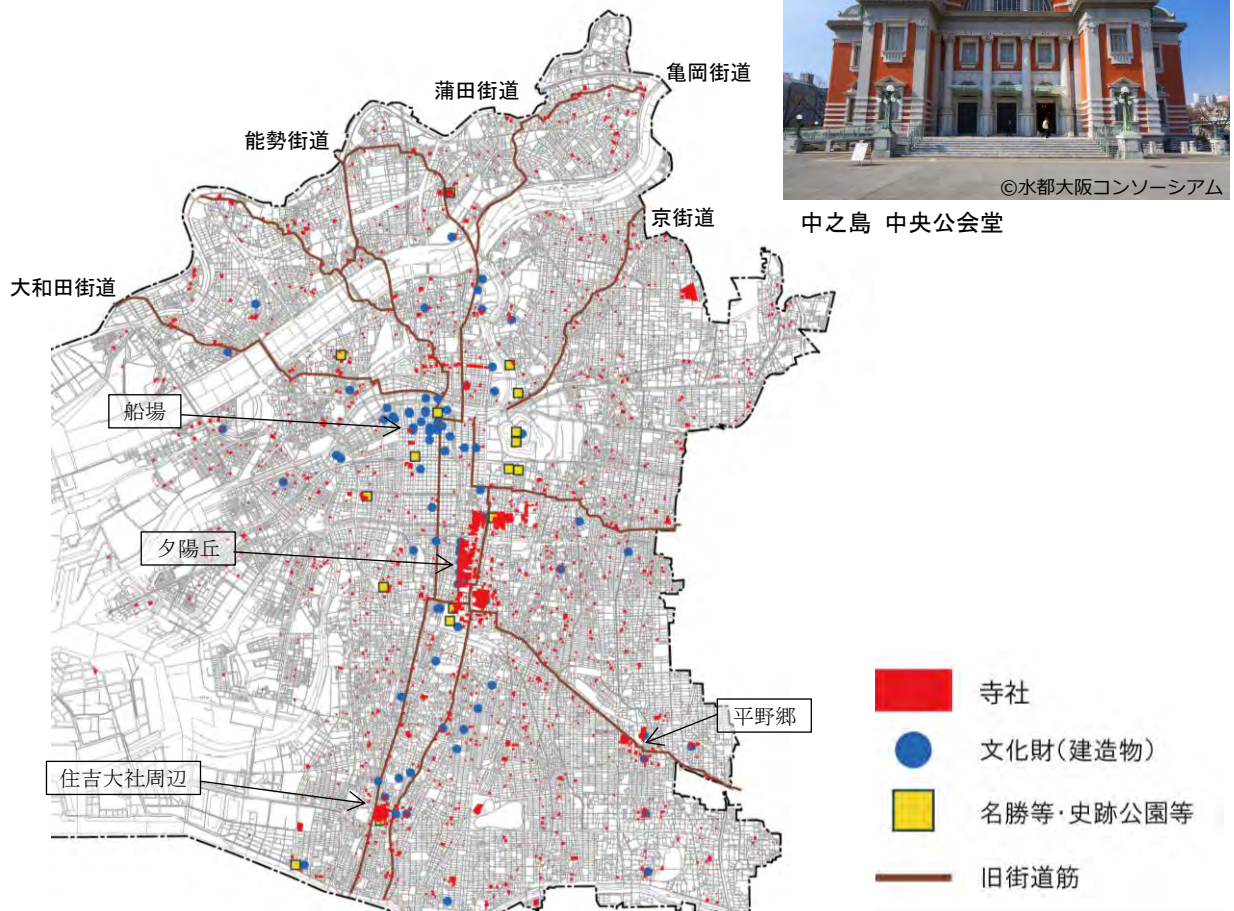


大阪倶楽部



夕陽丘付近の社寺群

歴史的・文化的資源と旧街道筋



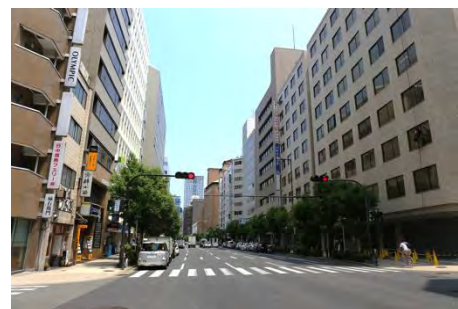
【出典：大阪市の旧街道と坂道、GIS土地利用現況図データ（H25）】

（注）名勝・史跡公園等は府または市が整備したものを掲載

4) 都市空間の要素

①面的な空間要素

- ・大阪市では、都心部に業務・商業系用途、臨海部に工業系用途が集中しており、周縁部は概ね住居系用途となっています。
- ・また、都心部は業務系用途が卓越する都心中央部のエリアと、大阪駅周辺、道頓堀周辺などの商業系用途が卓越するエリアに分けられ、これらのエリアでは実容積率が高くなっています。一方、臨海部については、大規模な敷地の分布と低い建物容積が特徴として見られます。
- ・都心部、臨海部、一般市街地で基本的な土地利用の構成が異なるため、景観の特性も大きく異なっています。
- ・都心部では高密度の建築物群による景観が、臨海部では大規模な建築物や構造物による大スケールな景観が、一般市街地ではヒューマンスケールの景観が大きな特性です。
- ・さらに都心部では業務系用途が多いエリアと、商業系用途が多いエリアではまちなみの特徴は異なっています。



都心部（四つ橋筋沿道）



臨海部（南港付近）

②軸的な空間要素

○河川

- ・河川は、沿川に建築物等が連続することで“かわなみ”を形成するとともに、船舶の運航により河川自体が線状に移動する視点場となり連続性に富んだ景観を提供するなど、景観上骨格的な役割を担っています。
- ・淀川、大和川、神崎川は、広幅員で自然堤防（土堤）と高水敷を有する河川であることから、パノラマ景観が広がっています。
- ・大川（※）、堂島川（※）、土佐堀川は、広幅員で自然に蛇行する河川であり、都心近郊の市街地内にあって連続するオープンスペースとして軸的な景観要素となっています。
- ・道頓堀川、東横堀川は、中小規模で直線的な人工河川であり、都心部に位置することから、沿川の建物が高密度に立地しています。



淀川



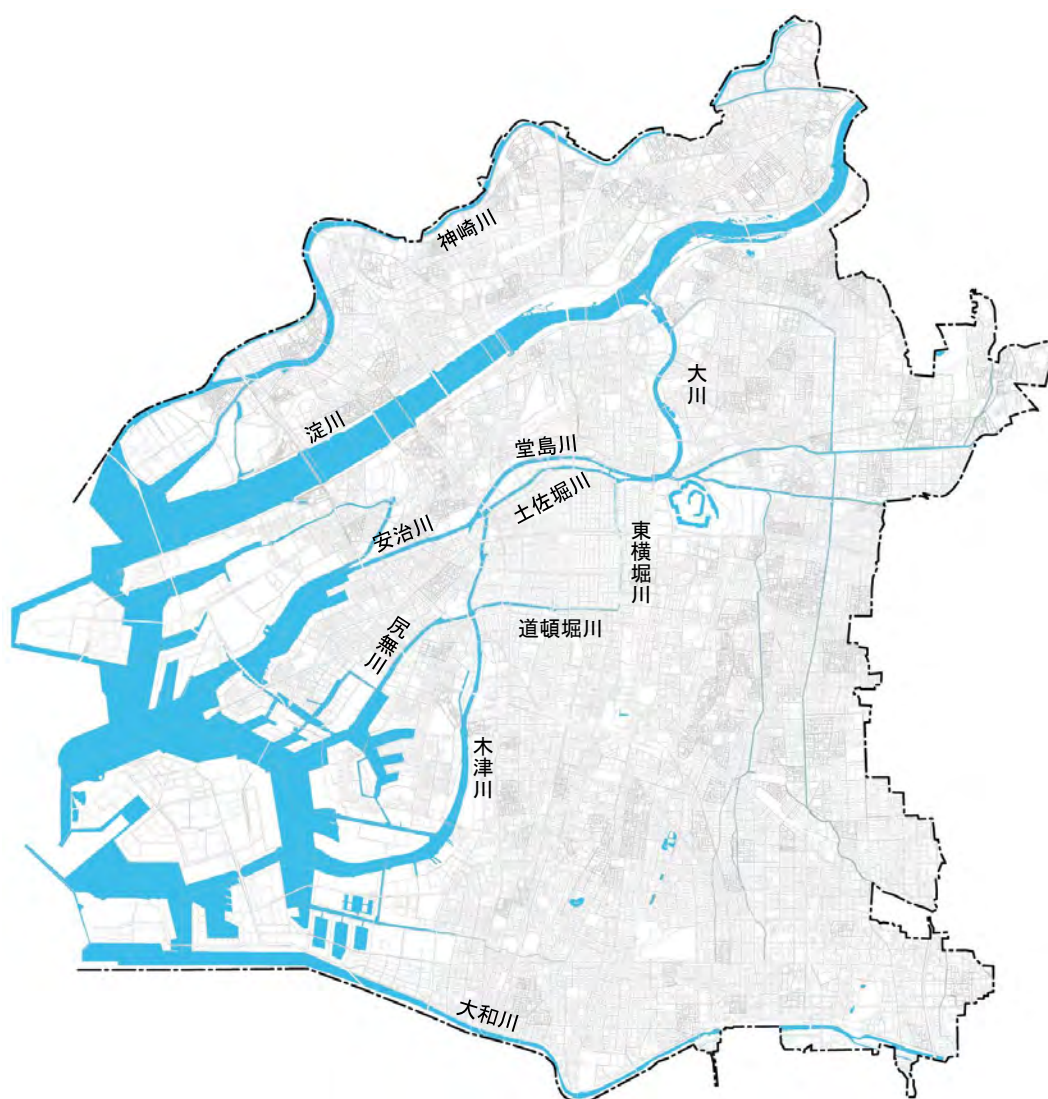
大川

- ・安治川、尻無川、木津川は、臨海部付近は護岸が高くなり、パブリックアクセスが低い状況になりますが、一部区間には親水性の高い空間を有するスーパー堤防が整備されています。また沿川の建物は工場や倉庫の割合が高い状況にあります。

(※) 大川、堂島川の正式名称は旧淀川ですが、本景観計画においては、以下「大川」「堂島川」と称します。



木津川



○幹線道路

- ・一般的に、幹線道路沿道では人通りが多いことから、代表的な線状の視点場としての役割を担うとともに、接道する建築物の配置に指向性を生み、ファサードが連続する、広告物が敷地際等に並ぶ、街路樹が連続するなど、列状にまとまりのある景観が形成されています。
- ・本市においては、特に都心部の幹線道路沿道において、比較的高層の建築物が連続し、整ったまちなみが形成されており、景観上の骨格となっています。



御堂筋



なにわ筋

③拠点的な空間要素

○みどりの拠点

- ・大川、夕陽丘、大阪城公園等の風致地区では、豊かな樹木や自然環境が保全されており、建物と緑が調和した特徴的な境界景観を形成しています。また、住吉大社周辺や帝塚山周辺では、緑と調和した住宅地が形成されています。
- ・中之島公園、靱公園、大阪城公園などの都市公園は、市街地が連担する本市において、うるおいのあるオープンスペースを提供するとともに、視点場となり得る貴重な空間です。
- ・ベイエリアを見渡せる新夕陽丘や舞洲緑地では、特に豊かな緑が見られ、ゆとりある空間を形成しています。
- ・都市公園や臨港緑地などは拠点的なみどりとして、周囲の景観にゆとりとうるおいを与えています。



夕陽丘



大阪城公園



中之島公園

○にぎわいの拠点

- ・大規模な小売店舗は大阪駅周辺、難波駅周辺、天王寺・大阪阿部野橋駅周辺に多く見られ、商店街については、駅等の周辺に多く分布しています。
- ・市内に点在する観光地のうち、海遊館などは、集客拠点として周囲へにぎわいを波及させることで、地区一体で観光地としての雰囲気を感じられます。
- ・道頓堀、新世界などは、観光地と繁華街の両方の側面が見られ、その他、南堀江、中崎町など界限性のあるまちなみも見られます。
- ・主な観光地、繁華街となっている地区や商業集積のある地区では、多くの人々でにぎわう界限景観が形成されています。



グランフロント大阪



とんぼりリバーウォーク



海遊館

○都市開発

- ・大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、難波・湊町地域、阿倍野地域、大阪城公園周辺地域、新大阪駅周辺地域が「都市再生緊急整備地域」に指定されており、中でも大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域の一部は「特定都市再生緊急整備地域」となっており、機能の集積等が図られています。
- ・今後、まとまった規模の都市開発が進む地区では、拠点的な市街地が一体的に整備されるため、計画的な景観誘導を図る必要があります。



大阪駅周辺



大阪ビジネスパーク

○主要鉄道駅

- ・市内でも特に乗降客数が多い主要鉄道駅は、交通の結節点であるとともに、多数の市民や来街者が行き来する、にぎわいの拠点となっています。
- ・また、その利便性から周囲の土地は、高度化が進んでいます。
- ・主要鉄道駅及びその周辺は、都市の玄関口であり多くの人の目に触れることから、計画的な景観誘導の必要性が高いエリアです。



大阪駅



難波駅

5) 活動・営みの要素

○四季折々の風物詩

- ・ 伝統的な祭事は主要な社寺等により執り行われており、これらの周辺では、一時的なにぎわいを生むだけでなく、景観に意味性を付加しています。
- ・ 現代のイベントは都心部の中之島から天満橋間、御堂筋付近で多く実施されており、人通りの多い地区に、さらなるにぎわいや活気が付加されています。



天神祭



住吉祭

○まちづくりの取り組み

- ・ 心斎橋筋や宗右衛門町では、景観形成に係わる地域主導のまちづくりが行われ、景観協定や地区計画が定められています。
- ・ 船場では、「観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業」等により、一部の道路において道路の美装化や電線地中化が進められています。
- ・ グランフロント大阪TMOや大阪ビジネスパーク協議会など、都心部を中心に地権者、テナントや居住者等による地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動が見られます。
- ・ このように、まちづくりの取り組みのある地区では、それぞれの地域の特性に応じた地域主導の景観形成が進められています。



心斎橋筋商店街



船場

○水辺の魅力向上

- ・都心部に口の字に流れる川（堂島川、土佐堀川、木津川、道頓堀川、東横堀川）からなる水の回廊では、年間を通じて、食、イベント、景観等を楽しむため、府民・市民・観光客でにぎわっており、中之島、大阪城公園、道頓堀など大阪を代表する観光スポットをクルーズ船で巡ることができるなど、「水都大阪」をめざした、ハード・ソフトの整備が進められています。
- ・また、近年では安治川や尻無川沿川において、中之島ゲートパーク海の駅や TUGBOAT TAISHO（タグボート大正）など、新たな集客拠点ができてきています。
- ・このように、水辺での様々な取り組みにより水都大阪を象徴する水辺景観の形成が進められています。



アクアライナー



川の駅はちけんや

○光景観の創出

【成り立ち】

- ・大阪市では、1887（明治 20）年に大阪電灯株式会社が設立され、劇場や料亭などを対象に道頓堀をはじめとする南地で最初の電気供給が行われ、その後の普及により「夜景」が誕生しました。その後、1903（明治 36）年に開催された第5回内国勸業博覧会で、「日本最初のイルミネーション」が実施されました。



正面夜景

- ・1926（大正 15）年に開催された電気大博覧会では新しい建築照明（フラッド・ライティング）が取り入れられ、夜間照明は直接光から間接光の時代へと変化していきます。



美術館の夜景

- ・昭和初期には、まず商店街が率先して防犯やにぎわいのため街路灯や軒下照明をつけ、その後、一般家庭への電気照明や街灯の普及が進みました。また、電飾看板

などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及しました。

- ・「京都大阪神戸 明かりの名所」が刊行（照明学会）されると、商業地区



阪急百貨店



大阪城天守閣

光の名所【出典：水都大阪の実践 光のまちをつくる】

の夜景、イルミネーションが公共的な価値を有する景観として認知され、御堂筋や中之島に建設されたモダンなビルディングには最新の照明装置が装備され、大阪市内各所に「光の名所」が誕生しました。

- ・このように、明治から昭和にかけて、他にない夜景を生み出した大阪は、日本を先導する「光のまちづくり」の実践の場でした。

（参考）主な夜間景観形成の経緯（明治～昭和初期）

1887（明治 20）年	大阪電灯株式会社 設立
1889（明治 22）年	電気の供給（道頓堀をはじめとする南地を配電区域とした）
1893（明治 26）年	電灯利用者が 1 万人を突破
1903（明治 36）年	第 5 回内国勸業博覧会 開催（今宮・天王寺界限）
明治末年～大正初期	新世界ルナパーク、通天閣、千日前楽天地など新しい娯楽施設が開業
1926（大正 15）年	電気大博覧会 開催（港区八幡町・天王寺公園）
昭和初期	電飾看板などの専門業者が現れ、ネオンサインが普及
1933（昭和 8）年	「京都大阪神戸 明かりの名所」刊行（照明学会）

【現在の取り組み】

- ・ 2010（平成22）年、行政・経済界及び学識経験者等から構成された「光のまちづくり推進委員会」により、「水と光の首都大阪」を実現するため、官民協働による光のまちづくりを推進しています。
- ・ 中之島界限や水の回廊等では、水の都を象徴するうるおいのある景観が形成されており、「大阪光のまちづくり 2020 構想」に基づき、10 年以上にわたって 14 橋梁のライトアップが完了し、2 km 以上にわたる護岸の景観修景も行われました。これにより魅力的な夜間景観が形成され、水都大阪の様々なイベントが実施されるなど、今後東西軸として臨海部から大阪城公園に至る水辺の夜間景観形成につながっていく土壌ができました。
- ・ 現在、「光のまちづくり推進委員会」では、「大阪光のまちづくり 2030 構想」に基づき、これまで作り上げてきた「水と光の首都大阪」を世界に浸透・発信するとともに、大阪の光景観の創造と永続化に向けた取り組みを行っています。
- ・ 御堂筋（土佐堀通～長堀通）では、「御堂筋デザインガイドライン」により、夜間景観の誘導がなされており、夜間においてもメインストリートとしての風格やにぎわいの様相が見られます。
- ・ 三休橋筋においてガス燈が整備されるなど、民間独自の取り組みがなされており、船場地区での落ちつきのある夜間景観を演出しています。



堂島川（中之島ガーデンブリッジ）



御堂筋



三休橋筋のガス燈

○建築を通した新しい魅力の創造・発信

- ・船場や中之島、キタ、ミナミ等の都心部を中心に、大正時代や昭和初期に建てられたモダンな洋風建築をはじめ、1950年代半ばから1970年代初めのいわゆる高度経済成長期に建てられた建物等、各時代を代表する魅力的な建物が集積しています。
- ・そうした建築物を‘生きた建築’（※）という新しい概念でとらえた「生きた建築ミュージアム事業」を2013（平成25）年度からスタートし、現在では市域全域を対象に展開しています。
- ・特に、新たな都市魅力の創造・発信に資すると認められる「生きた建築ミュージアム・大阪セクション」の選定や、民間企業・大学等と連携した建築物一斉特別公開イベント「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（イケフェス大阪）」などの取組みによって、建築を通した大阪の新しい魅力を創造・発信しています。



イケフェス大阪（特別公開の様子）

（※）‘生きた建築’とは、歴史や文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証として、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築のことです。



2013・2014年の当初選定 50件



2023年の第2期選定 47件

2 本市の景観特性

(1) 特徴的な景観のテーマ

【特徴的な景観を表す4つのテーマ】

前節で整理した景観特性を捉える要素から見ると、大阪の景観は一般に良好な景観と評価される「整然としたまちなみ」「水や緑が豊かな景観」「歴史や文化を感じられるまちなみ」だけでなく、「繁華街等の限界的なにぎわい」といった景観も重要な要素となっていることが特徴です。

以上を踏まえると、大阪らしい景観は、大都市を象徴する「風格があり、洗練された」景観、「水・緑」が豊かな景観、「歴史・文化」を受け継ぐ景観、多様な「にぎわい・活気」のある景観の4つのテーマから捉えることができ、こうした様々な表情がある景観こそが「大阪らしい景観」といえます。

① 風格・洗練

- ・大阪駅、難波駅等の大規模なターミナル周辺や、御堂筋、堺筋等の都心部の主要幹線道路沿道などは、多くの人々の目に触れる機会が多く、大都市の顔となる、風格があり洗練された景観が特徴となっています。

② 水・緑

- ・大川、土佐堀川等の河川、臨海部の水辺、中之島公園、靱公園等の大規模な公園、夕陽丘等の風致地区などは、水・緑豊かなうまいのある景観が特徴となっています。

③ 歴史・文化

- ・歴史的な資源や大阪ならではの文化資源がある上町台地、船場等のエリアや、伝統的な建物が残る旧街道沿いのまちなみでは、地域の歴史や文化を感じさせる深みのある景観が特徴となっています。

④ にぎわい・活気

- ・道頓堀、新世界等の繁華街や大阪城公園、USJ等の観光地の他、市内各所の地域に根差した商店街などでは多くの人々が集まり、にぎわいと活気のある景観が特徴となっています。

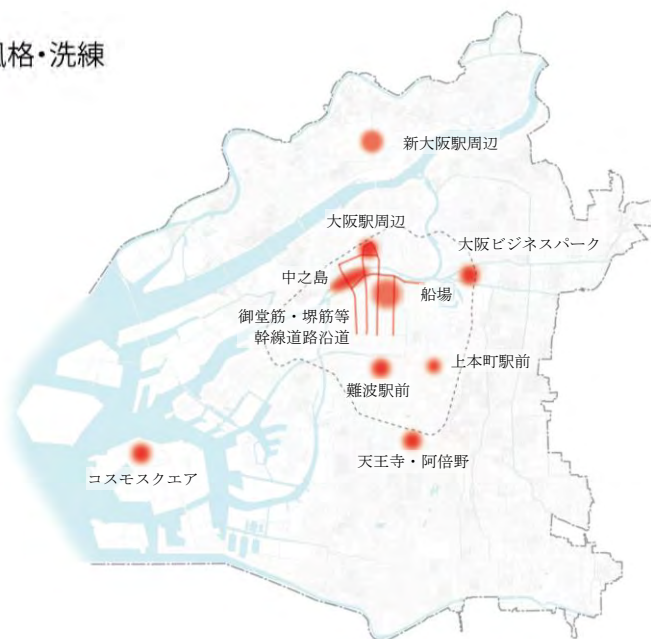
（２）特徴的な景観を有する主要なエリア

これまでに美観地区、建築美観誘導制度や景観形成地域などの景観施策を展開してきたエリアの他、風致地区や都市再生緊急整備地域における都市計画により誘導を行っているエリア、さらに景観協定や地区計画などを活用して地域主導の景観まちづくりが進められてきたエリアなどにおいて、特徴的な景観が形成されています。その他、大阪を代表する観光地、繁華街や市民アンケートにより明らかとなった市民が好きな風景を有するエリアについても特徴的な景観を有しています。

【特徴的な景観を有するエリアの分布（例）】

これらの特徴的な景観を有するエリアは、「風格・洗練」、「にぎわい・活気」をテーマとするものは都心部に、「水・緑」、「歴史・文化」をテーマとするものは上町台地に多くが集積する一方で、特に「水・緑」、「歴史・文化」、「にぎわい・活気」は市域全域の広い範囲に分布しており、それぞれのエリアにおいて様々なテーマが垣間見える多様な表情をもつ景観が「大阪らしい景観」であると言えます。

● 風格・洗練



御堂筋沿道



中之島

● 水・緑

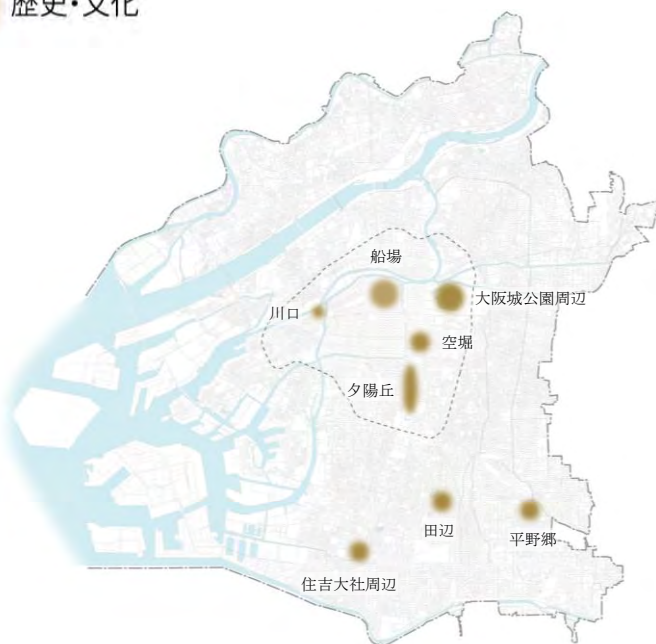


大川沿川



夕陽丘

歴史・文化

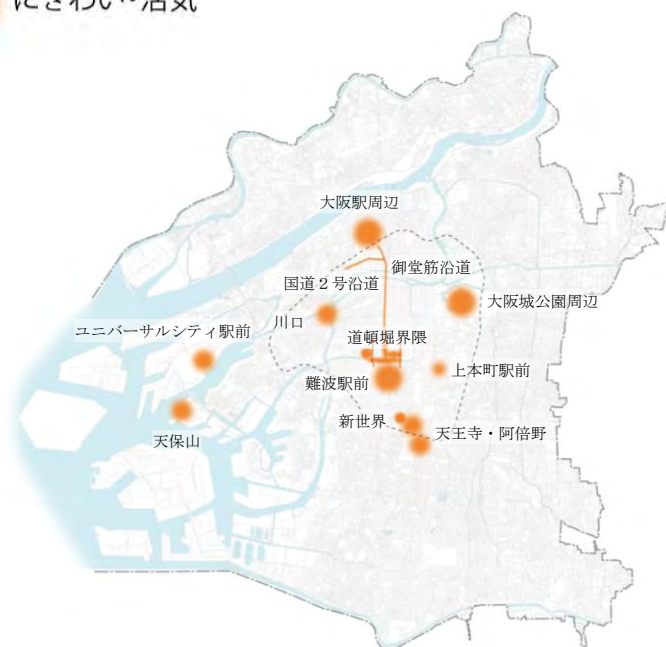


船場



住吉大社周辺

にぎわい・活気



道頓堀川沿川



ユニバーサルシティ駅前

（３）眺望景観の特性

眺望景観は、特定の視点場（景観を見る地点、展望台など）から特定の視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺めたときに見える定型化された景観の捉え方であり、構図的に美しい眺望の保全・整備により、風格のある都市の魅力を高めるものです。

大阪市の眺望景観は、都心部の幹線道路沿道や河川沿川における景観形成の取り組みにより現在の眺望景観が形成されています。

その特徴は、高層ビルなどからの俯瞰や空間越しに一定の範囲の中・遠景で捉えた「見渡す眺め」、通りを線的に「見通す眺め」、特徴的な建物や橋梁などの単体施設である「ランドマークへの眺め」が典型的です。

①見渡す眺め

- ・地形的な高台や高層ビルなどからの広範囲の俯瞰や、水辺（船上含む）や公園などの空間越しに一定の範囲を見渡す眺望景観で、高所の視点場や空間越しの視点場があることが成立要件です。

②見通す眺め

- ・幹線道路や河川などの軸的な空間に沿って市街地を線的に見通す眺望景観で、視線を誘導する線的な空間とそれに面する市街地があることが成立要件です。

③ランドマークへの眺め

- ・特徴的な建物や橋梁などの単体施設を視対象とした景観で、一定の距離から象徴的にランドマークを望むことができる視点場があることが成立要件です。



中之島の眺め



御堂筋の眺め



大阪城天守閣への眺め

（４）夜間景観の特性

夜間景観は、光を活用・抑制することにより光でまちを演出し、昼間とは異なる夜景の形成により、風格のある都市の魅力を高めるものです。

大阪市内の夜間景観は、全国に先駆けた新しい試みにより誕生し、官民協働による取り組みにより現在の夜間景観が形成されています。

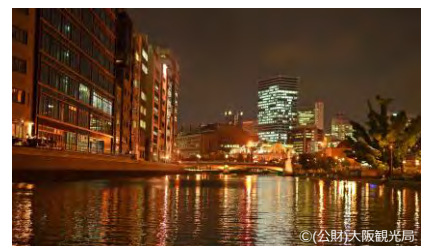
その特徴は、中・遠景で捉えた市街地のあかりを高所から広域に捉える夜景「俯瞰するあかり」、水面に映る夜景「水辺のあかり」、一定の地区や通りの夜景「境界のあかり」、ランドマークとなる特徴的な建物や橋梁などの単体施設の夜景「個のあかり」が典型的です。

①俯瞰するあかり

- ・市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜間景観であり、高所の視点場があることが成立要件です。



中之島の夜景



中之島（土佐堀川）の夜景

②水辺のあかり

- ・水際での水面に映るあかりとともに捉える夜間景観であり、水際の市街地とそれを望む水辺の視点場があることが成立要件です。

③界隈のあかり

- ・照明により演出された一定の地区や通りにおける夜間景観で、地区や通りにおける演出の取り組みが成立要件です。

④個のあかり

- ・照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜間景観であり、ランドマークとなる施設での取り組みが成立要件です。



建築物のライトアップ（中之島）

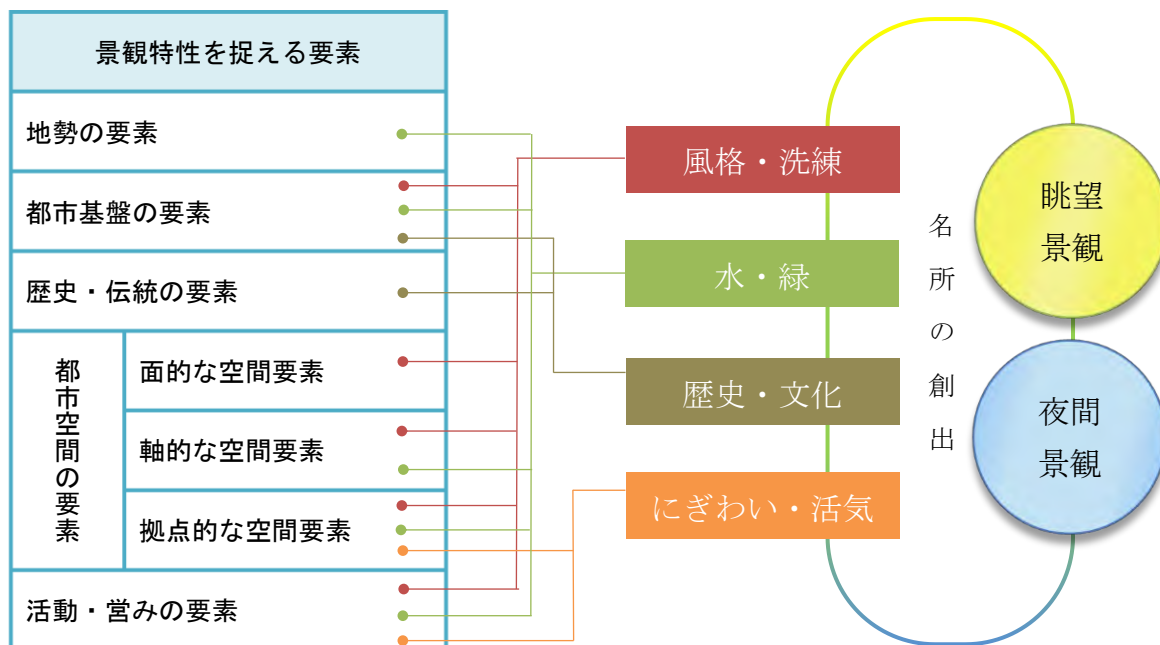


三休橋筋の夜景



建築物のライトアップ（中之島）

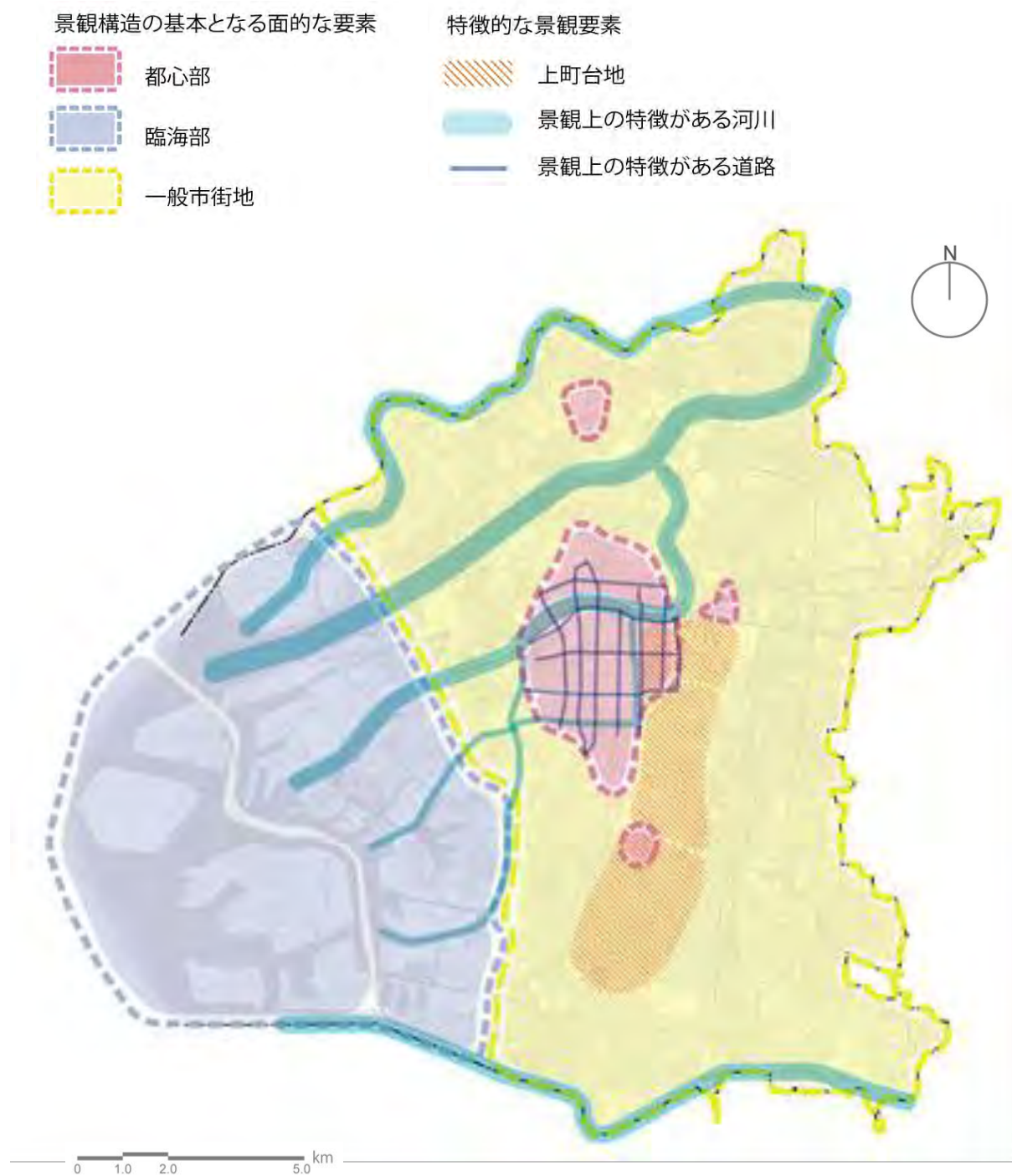
景観特性を捉える要素、特徴的な景観を表す4つのテーマ 及び眺望・夜間景観との関係性



3 景観構造の特性

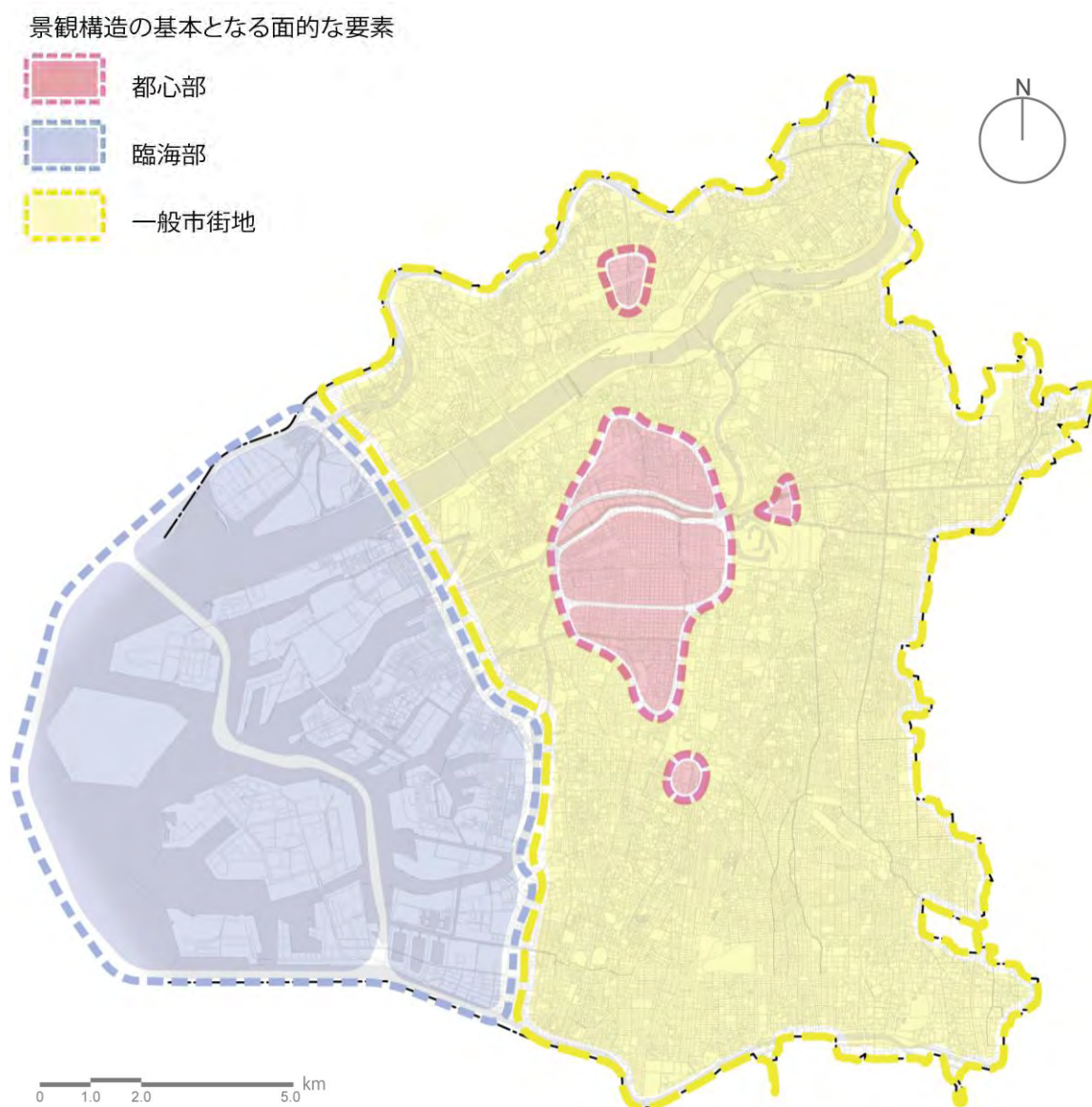
1 節で整理した景観特性を捉える各要素をもとに、市街地空間の大きな特性から見ると、本市の景観構造は「基本となる面的な要素」及び台地、河川や道路などの「特徴的な景観要素」から特性を捉えることができます。

○景観構造の特性図



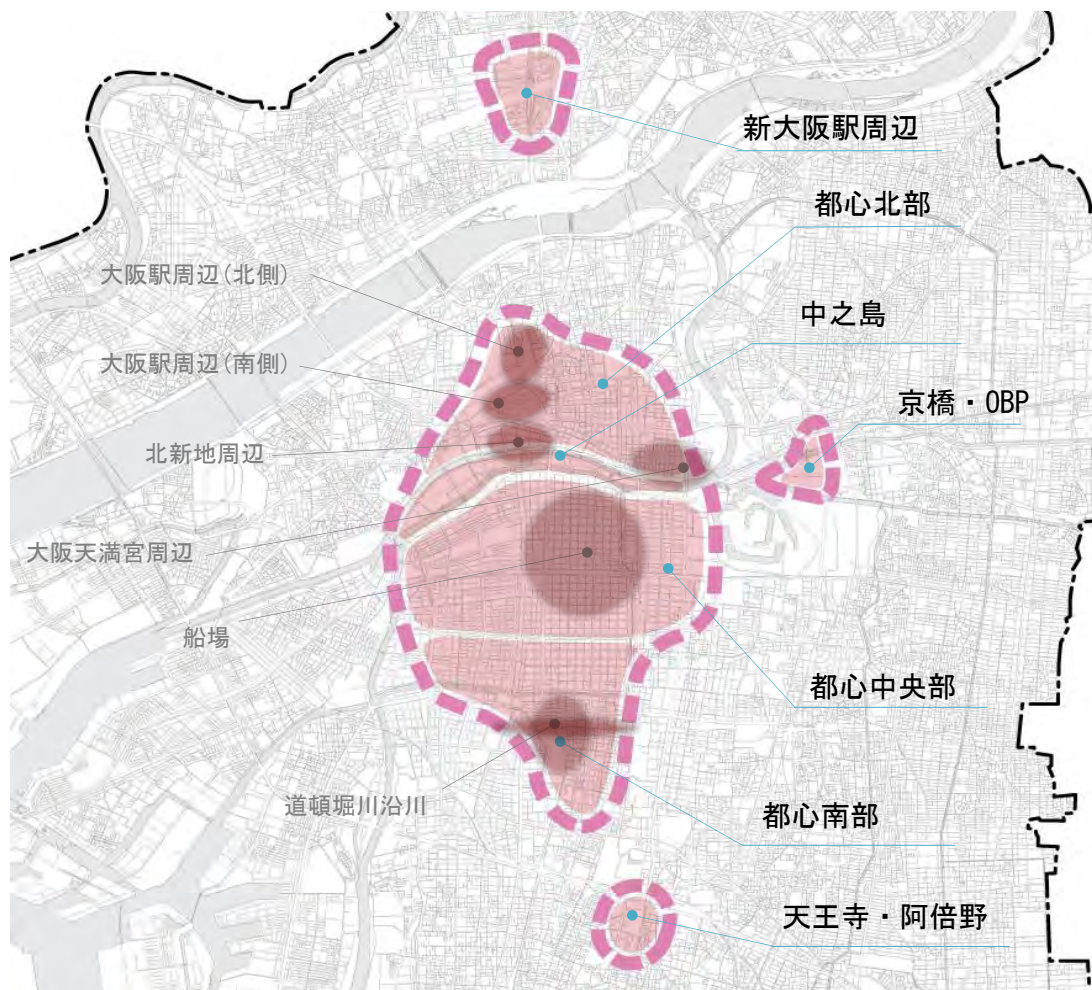
(1) 基本となる面的な要素

主に地勢の要素、都市基盤の要素、歴史伝統の要素、面的な空間要素などから、景観の基本的な特性が面的に広がる市街地空間のまとまりを抽出し、特に土地利用や建物用途などから市域を区分すると「都心部」「臨海部」の2つのまとまりが抽出され、その他、旧街道沿いのまちなみや商店街界限など個性的な景観拠点が点在する「一般市街地」も含め、市域全域を大きく3つに区分することができます。



①都心部

- ・都心部の業務・商業系や高層住宅の土地利用を中心とする市街地では、比較的規模の大きな建物が高密度に立地する景観が形成されています。
- ・都心部の中でも、新大阪駅周辺、都心北部、中之島、都心中央部、都心南部、天王寺・阿倍野、京橋・大阪ビジネスパークでは、それぞれのまちなみの特徴があります。



【新大阪駅周辺】

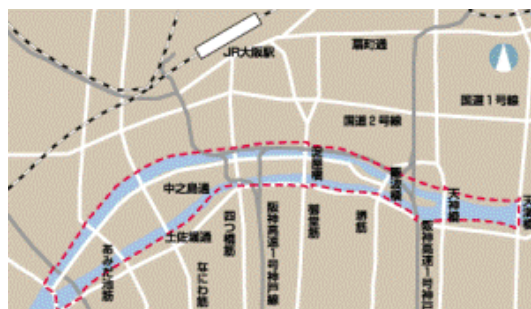
- ・新大阪駅を中心とするターミナル空間を核とした景観が形成されています。
- ・新大阪駅周辺は、都心部とのアクセス向上や土地利用の増進を目的とした土地区画整理事業によりつくられたエリアであり、比較的敷地面積も大きく、ボリュームのある建築物によりまちなみが構成されています。
- ・高い交通利便を強みとし、業務系の用途が多数分布する景観が形成されています。

【都心北部】

- ・大阪駅を中心とする洗練されたエリアであり、大規模な面的な整備が進められてきた駅周辺では、スーパーブロックの業務・商業系を主とする大規模な建築物から成る景観が形成されています。
- ・大阪駅周辺（北側）は近年、開発が進められており、グランフロント大阪を中心に美しく先進性が感じられるまちなみが形成されています。
- ・大阪天満宮周辺は、天満宮と参道を中心に伝統的な建築物が残っており、歴史・文化が感じられるまちなみが形成されています。
- ・一方、北新地周辺では、キタの繁華街が広がっており、比較的、小規模な商業系用途の建築物が集積する限界景観が形成されています。

【中之島】

- ・風格のある川筋の景観が形成されるよう、周辺とのバランスに配慮して連続性やリズム感のあるまちなみが形成されています。
- ・南北を河川に囲まれた独特の地形を有しており、都心部にも関わらず空間的なゆとりがあるまちなみが形成されています。
- ・かつて諸国大名の米蔵があった名残もあり、その敷地は比較的大きく、大規模な建築物が多数立地しています。
- ・特に中之島東部（御堂筋以東）は、豊かな水と緑、大阪の都市の発展を今に伝える歴史的な建築物や構造物、文化財が多数あり、水の都大阪の歴史的空間を形づくっており、公共・公益用途が卓越しています。
- ・また、中之島西部（御堂筋以西）は、広い敷地に大阪の国際・文化・情報化などの新しい都市機能を持った中高層の建築物の整備に伴い、新しい都市景観の形成が進んでおり、業務系用途が卓越しています。



【中之島景観形成地域】(※1)

(※1) 旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

【中之島景観形成地域の区域】旧淀川及び土佐堀川の河川区域と天満橋、船津橋、端建蔵橋、昭和橋で囲われた区域及びその区域に接する敷地。接する敷地が道路の場合は、その道路に接する敷地（約104ha）

【都心中央部】

- ・船場を中心とする都心中央部は、大阪城築城と同時にいち早く市街地が形成され、近世のまちづくりを基礎に、格子状の市街地構造を土台に、特徴あるまちなみが形成されてきました。
- ・エリア内には多様な用途、規模の建築物や、まちの発展の長い歴史の中で、まちの成り立ちを感じさせる近代建築物や町家といった歴史的景観資源が随所に見られます。
- ・一方で、高密度な土地利用が行われる中で、まちなみの形成、快適性の向上やにぎわい創出に向け、各種のまちづくり施策が展開されてきました。
- ・また、風格のある「大通り（広幅員道路）」やまとまりの感じられる「地区道路（中小幅員道路）」の特性をいかして、沿道のまちなみが整えられ、船場をはじめ市民に親しまれている都心の魅力を高めることにより、ゆとり・うるおい・にぎわいのある都市景観が形成されてきています。
- ・御堂筋沿道は、沿道建築物の壁面や高さが統一されているなど、他にはない個性ある良好な都市景観が形成されており、この統一されたまちなみを継承しながら、これまで培ってきた業務集積地という強みを活かしつつ、個性豊かで質の高いにぎわいを特に建築物の低層部に導入・拡充することにより、御堂筋沿道の活性化を図ることを目的として、2014（平成26）年に地区計画が都市計画決定されました。また、御堂筋沿道敷地において建築物等を建築する際の誘導の指針として「御堂筋デザインガイドライン」を策定し、事業者等と大阪市との対話により、事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠、屋外広告物、用途の誘導等による、御堂筋のまちなみ創造に取り組んでいます。
- ・さらに、2019（平成31）年に策定した「御堂筋将来ビジョン」では、車中心から人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や公民連携したまちづくりのあり方などが示されており、段階的に側道（車道）の歩行者空間化が進められています。



【都心中央部景観形成地域】（※2）

（※2）旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

【都心中央部景観形成地域の区域】大阪市中央区及び西区における土佐堀通、谷町筋、長堀通、新なにわ筋に囲まれた地域及びその区域に接する敷地（約480ha）

【都心南部】

- ・道頓堀周辺では、道頓堀川や千日前を中心とした芝居小屋を起源とする繁華街や商店街など多様な界隈が連担し、他のエリアに比べ、商業系用途が卓越しています。
- ・道頓堀川沿川では、とんぼりリバーウォークや河川に面して個性的なファサードの建物によりにぎわいのある景観が形成されています。
- ・界隈ごとに特徴のある多様なエリアが存在し、キタと並んで大阪を代表する繁華街としてにぎわいのあるまちなみが形成されています。
- ・湊町や難波駅周辺では、面的な開発が行われ、大規模な建築物から成る景観が形成されています。

【天王寺・阿倍野】

- ・ターミナル駅やランドマークであるあべのハルカスを核とし、主に商業系用途からなる景観が卓越するエリアです。
- ・大規模な商業施設や超高層ビル、入り組んだ界限など多様な景観が連担する特徴を有しています。
- ・天王寺公園や親しみのある界限、さらには更新を続ける大規模な建築物などが景観の要素となっています。

【京橋・大阪ビジネスパーク】

- ・大阪ビジネスパークでは、クリスタルタワーをはじめとする高層建築群による洗練された印象のまちなみが形成されています。また、低層部や街路においては、大阪城公園の緑を延伸したかのようなうまいあるまちなみが見られます。
- ・一方、京橋駅前においては、人々の活動が表出した活気あるまちなみが形成されています。

②臨海部

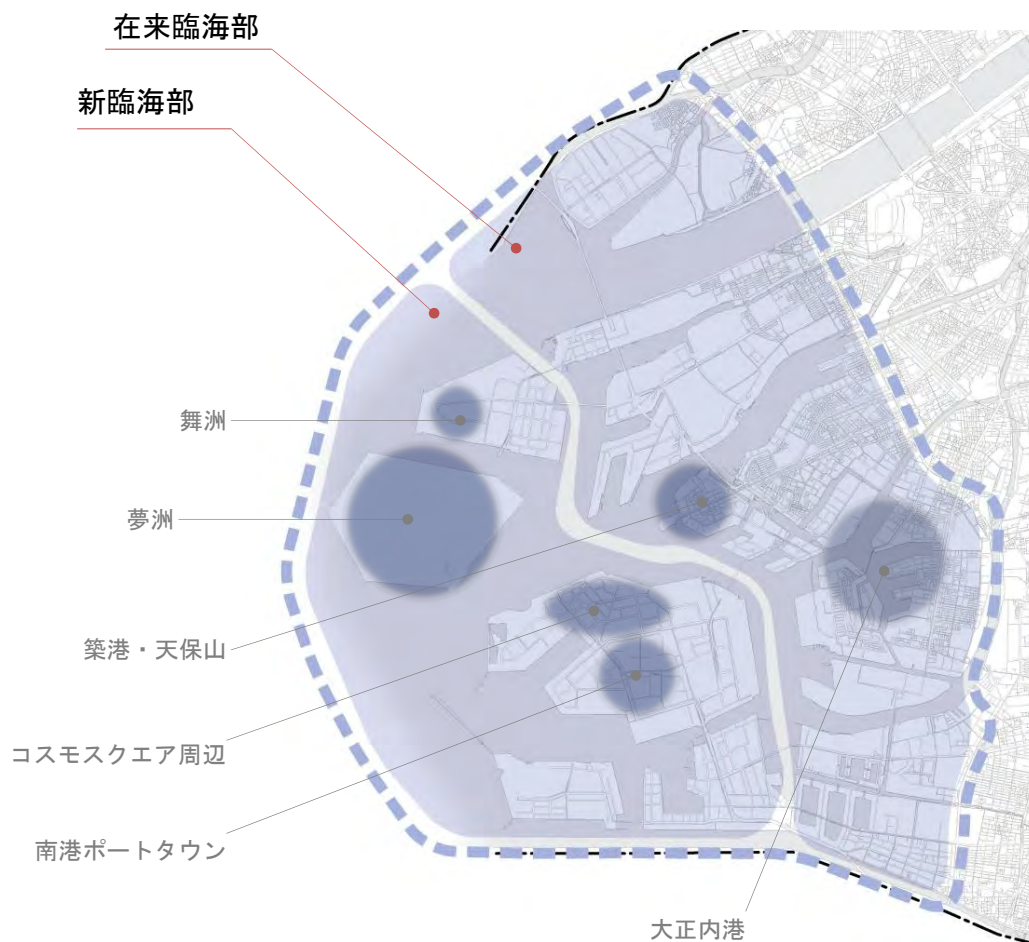
- ・臨海部は、工場や物流系の土地利用を中心とし、敷地面積及び建物のスケールが他の市街地と比して大きい街地となっており、橋梁等の構造物からなる大スケールのパノラマ景観や、大規模な工場や物流倉庫からなる産業景観が特徴となっています。
- ・また、海岸線はエッジとして見る（視点場）・見られる（視対象）の関係を生んでいます。
- ・比較的新しい時代に埋め立てられた新臨海部と、それ以前に形成された在来臨海部では、それぞれに景観の特徴があります。

【在来臨海部】

- ・明治中期から埋め立てられ、新臨海部より内陸に位置するエリアです。屈指の貿易港として発展してきた大阪湾ですが、本エリアにおいては工業系用途からの土地利用転換により、業務・商業・観光・住宅など、多様な土地利用が分布しています。
- ・沿岸部においては、比較的ボリュームの大きい建築物や橋梁等の建造物が多く見られ、内陸側では、比較的小規模な住宅などが見られます。
- ・築港・天保山においては、港町らしい水辺の魅力と観光地としてのにぎやかさが共存するまちなみが形成されています。また、周辺に海運産業を支えた近代建築物など、港の歴史・文化が感じられる資産が残されています。
- ・大正内港では、閉鎖的な静水域に面して港湾関連機能と居住機能等が共存し、陸地と水面とのつながりが比較的密接で落ち着いた雰囲気のある景観が形成されています。

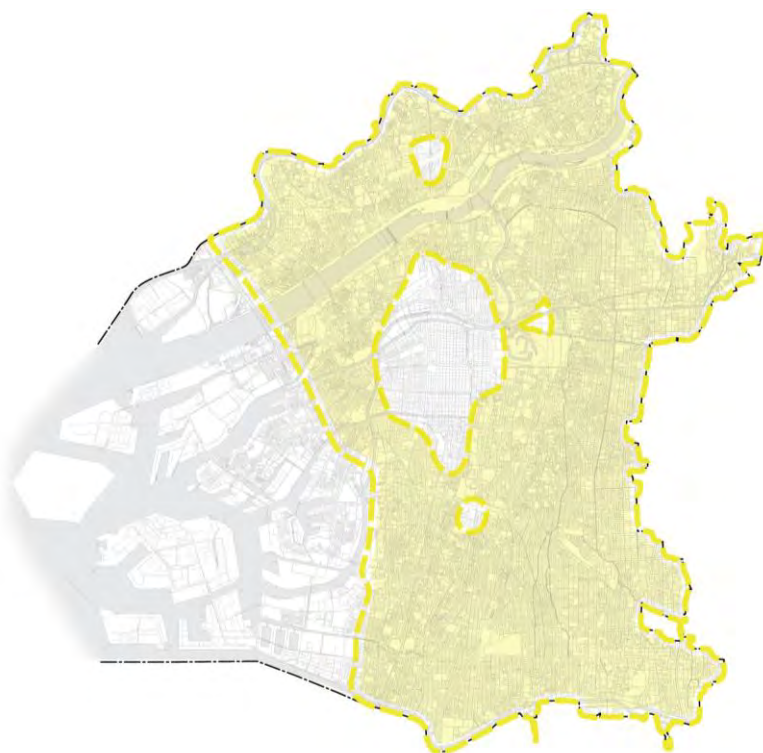
【新臨海部】

- ・ 昭和中期から埋め立てられ、沿岸部は主に倉庫や工業系用途が発達していますが、コスモスクエアなどの高度利用が図られた集客拠点、舞洲などのレクリエーション拠点や、ニュータウンなど、地区毎に性格の異なる機能集積が見られます。
- ・ 敷地に余裕があり、大規模な橋梁等の構造物や建築物が多く、対岸からはランドマークとして眺望されます。
- ・ コスモスクエア周辺では、大阪の海の玄関口として、個性的な建築物と遊歩道による大スケールでかつゆとりの感じられる景観が形成されています。
- ・ 南港ポートタウンでは、街路樹や緑地などの多くの緑に囲まれたゆとりとうるおいを感じる住宅地の景観が形成され、港湾関連施設が立地する海際とは異なる景観を形成しています。
- ・ 夢洲地区では、既存の産業・物流機能の更新・集積に加えて、国際観光拠点の形成をめざすこととされており、新たなベイエリア景観の形成が期待されています。

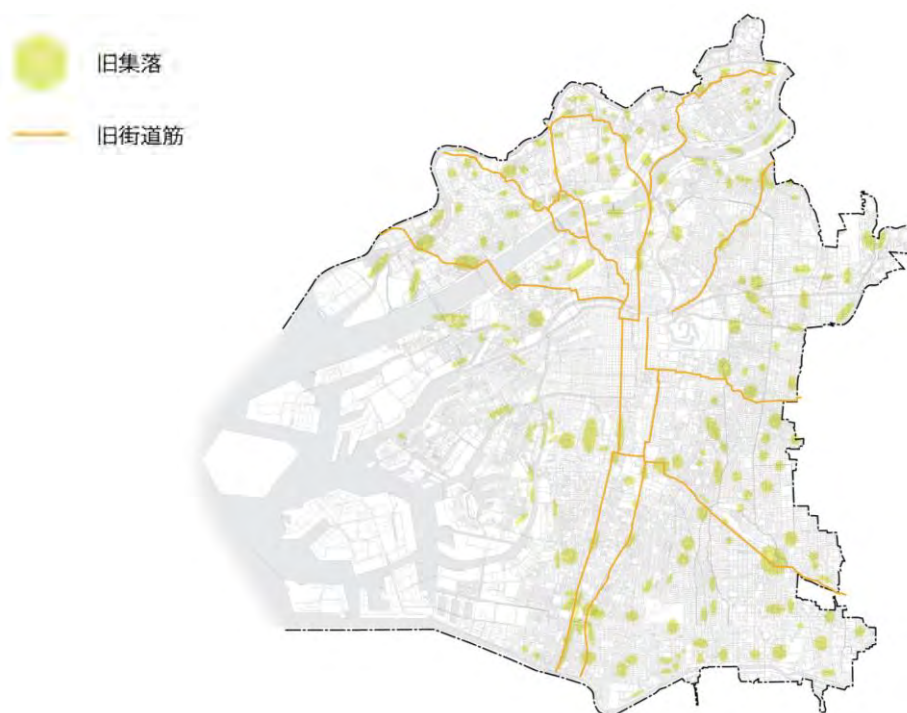


③一般市街地

- ・一般市街地では、古代から中世の農村や漁村を起源とする旧集落や旧街道沿いにおいて町屋などの歴史的資源が点在するほか、市民の活気が感じられる商店街などの限界景観や、親しみの感じられる居住地景観など、地域ごとに形成されてきた多様で個性的なまちなみが広い範囲に点在していることが、共通する景観特性となっています。
- ・旧街道筋沿いに優れたまちなみや歴史的景観資源が残されており、例えば、平野郷周辺では、自治都市として栄えた旧環濠内に伝統的な建築物が残っており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。



(参考) 旧集落・旧街道筋の分布



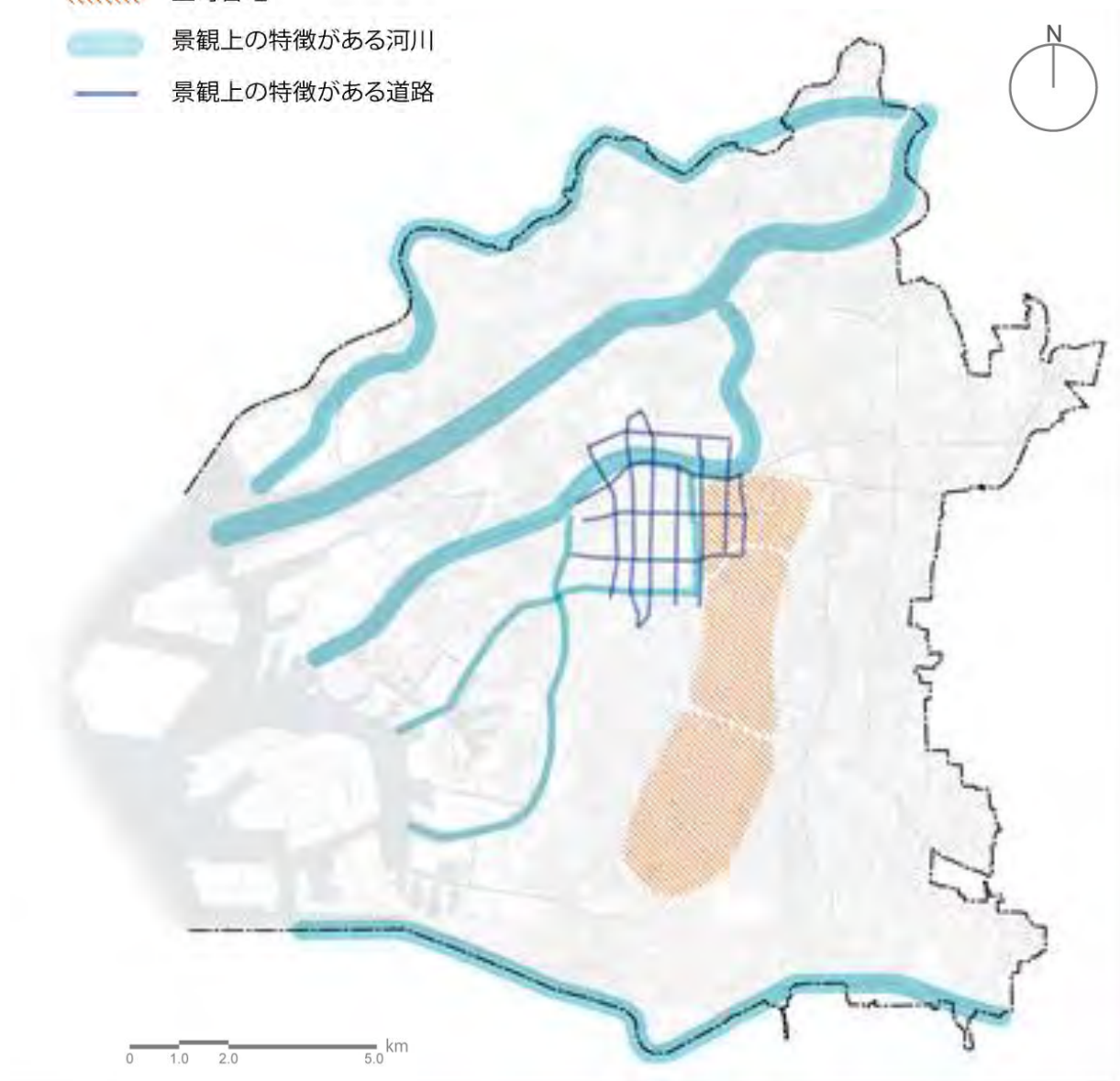
【出典：大阪都市地図（明治初期・昭和前期）】

(2) 特徴的な景観要素

基本となる面的なまとまりの上に、地形の高低差による坂道、斜面や豊かな緑が面的に広がる「上町台地」や軸的に伸びる「河川」、「道路」が特徴的な景観要素となっています。

特徴的な景観要素

-  上町台地
-  景観上の特徴がある河川
-  景観上の特徴がある道路



①上町台地

- ・地形の高低差による坂道・斜面、多くの寺社や豊かな緑が、周辺の市街地とは異なる特色を有する一帯です。
- ・上町台地は広範囲に広がっており、大阪城公園周辺、夕陽丘周辺、帝塚山周辺ではそれぞれのまちなみの特徴は異なっています。

【大阪城公園及びその周辺】

- ・大阪城公園は、大阪のシンボルとして愛され、古の記憶を留める歴史公園として、また、都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれるとともに、観光・にぎわいの拠点として更なる魅力向上の取り組みが実施されています。
- ・広域から眺望できる大阪城天守閣は、大阪を代表するランドマークであり、大阪城公園と一体となったその景観は、歴史・文化性を感じられるとともに、うるおいとゆとりあるまちなみが形成されています。
- ・また、大阪城公園周辺には、高層建築物群と豊かな街路樹などにより洗練されたオフィス街の景観が形成されているO B P、大阪の東のターミナルであり界隈性のあるにぎやかな景観が形成されている京橋、今後まとまった開発が進む予定である森之宮などがあります。

【上町台地北部】

- ・上町台地の北部は、かつて大阪城の城下町として、はじめに市街化したエリアです。緑豊かな大阪城公園を核とし、現在では、公共施設を中心とした比較的規模の大きい建築物が立ち並んでいます。

【上町台地中央部】

- ・上町台地の中央部は、古くより人々に住まれてきた一帯であり、大阪の歴史・文化の発祥地といえます。
- ・上本町駅前においては、大規模な商業ビルや演劇場などからなる、かつてのターミナル駅周辺にふさわしい風格のあるまちなみが形成されています。
- ・夕陽丘周辺では、豊臣秀吉・松平忠明の頃に集積した寺社など、多数の歴史的資源が景観に深みを与えています。また、風致地区に指定された崖線の緑や、多数の社寺林により、緑豊かなまちなみが形成されています。
- ・また、高低差の大きい上町台地の中でも特に坂や斜面が多く、立体的なまちなみが形成されています。

【上町台地南部】

- ・帝塚山周辺では、聖天山や万代池公園を中心とした豊かな緑が広がっており、うるおいあるまちなみが形成されています。また、風致地区の豊かな緑や比較的敷地の大きい戸建住宅によりうるおいとゆとりあるまちなみが構成されています。
- ・住吉大社周辺は、熊野街道沿いや住吉街道沿いを中心に、伝統的な町家建築が今も多数残されており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。

②景観上の特徴がある河川

- ・淀川、神崎川や大和川といった大河川や、安治川、尻無川、木津川といった河口付近の川幅が広い河川は、広大なオープンスペースとして機能し、沿川の建築物などは対岸や橋上から眺望されるため景観に与える影響も大きくなります。特に高層のものなどは、遠方からもランドマークとして認識されます。
- ・大川や都心部をコの字に流れる川（堂島川・土佐堀川、木津川、道頓堀川、東横堀川）からなる水の回廊は、親水性が高く市民や観光客などが水辺景観を楽しめる空間となっています。
- ・近年では、舟運が活性化され、水上が新たな視点場としての役割を得つつあり、街路景観とは異なったまちなみ（沿川景観・かわなみ）を望む機会が増加しています。

【道頓堀川】

- ・特に道頓堀川は大阪ミナミの繁華街の中心を流れ、古くから市民や地域を訪れる人々に親しまれている川であるとともに、都心部において、水と空とまちなみを一体として見ることのできる貴重なオープンスペースです。かつては物資輸送路として重要な役割を果たすとともに、沿川には芝居小屋などが立ち並び、商いだけでなく娯楽を楽しむ地域でもあり、川がまちに溶け込んでいました。また、今日でも、天神祭りのどんどこ船や歌舞伎の船乗込みなど、川を舞台にした伝統行事は、多くの人々を水辺に惹きつけています。
- ・道頓堀川東部（浮庭橋以東）の一带は大阪を代表するミナミの繁華街としてにぎわうとともに、川沿いの華やかな夜景は大阪のシンボルにもなっています。道頓堀川西部（浮庭橋以西）は開放感のある広がりをもつ川沿いに住宅・業務が混在するまちなみが特徴的です。こうした道頓堀川の持つ特性をいかしながら、水辺整備による魅力ある水辺空間を創出するとともに、「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成を図り、「川沿いの魅力」を高めることにより、うるおい、憩い、にぎわいのある水辺景観が形成されてきています。



【道頓堀川景観形成地域】（※3）

（※3）旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

【道頓堀川景観形成地域の区域】道頓堀川の河川区域のうち上大和橋と道頓堀川水門で囲まれた区域及びその区域に接する敷地（約11ha）

【大川】

- ・大川周辺では、伝統行事の舞台にもなっている、湾曲を繰り返す広がりのある河川空間と、川沿いの花・緑豊かな公園や、大阪の歴史を感じさせる建築物や構造物及び新しい高層住宅群やビルなどが調和した優れた眺望を有し、高密度に市街化された大都市の中において、貴重な景観が形成されています。
- ・こうした景観特性をいかし、「川沿いのまちなみ」を整えるとともに、「水辺の魅力」を高めることにより、水・緑とまちが調和した、人々に、やすらぎや親しみを感じさせる水辺の景観が形成されてきています。

(※4) 旧都市景観条例第6条の規定により景観形成方針を定めた区域

【大川景観形成地域の区域】大川の河川区域と毛馬排水機場、天満橋で囲われた区域及びその区域に接する敷地。接する敷地が道路の場合は、その道路に接する敷地（約85ha）



【大川景観形成地域】(※4)

③景観上の特徴がある道路

- ・幹線道路は歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間です。
- ・沿道の建築物等は、基本的に道路側に間口を持つなど配置等が同質なものとなり、これらが連なることにより道路に沿って移動すると連続的な景観を意識することができます。
- ・御堂筋、四つ橋筋や堺筋など都心部の幹線道路では、周辺部の幹線道路とは異なり沿道市街地の密度が高いため、都市の顔らしい連続性のある街路景観としての特徴がより強く、軸的な景観要素となっています。

第3章 景観形成の課題

1 市域全域の景観に係る課題

- ・これまで、市域全域の景観を高めるため、大規模建築物等については、一定の誘導を行ってきましたが、突出した色彩の建築物など地域の景観を阻害する要因も出てきています。今後は、周辺との調和に配慮した、よりきめ細やかな景観形成基準を設けるなどにより、景観水準を高めていくことが求められています。
- ・地域特性に応じた景観誘導を図るとともに、地域主導の取り組みとの連携を図りながら、個性があり、かつ、より景観まちづくりに積極的な地域を掘り起こすことで、地域らしさのある景観形成を図っていくことが求められています。
- ・近年、都心部を中心に夜間景観の創出の取り組みが見られますが、住宅地において周辺にそぐわないものが見られる場合があるため、地域特性に応じた誘導が必要となります。

2 各テーマの景観に係る課題

● 風格・洗練

- ・ターミナル駅周辺や建築美観誘導路線など、大都市大阪を象徴するエリアを中心に重点的な景観施策を進め、都市的で洗練された建物が建設されてきました。
- ・大規模な更新が概ね完成を迎えるエリアにおいては、高度化が進み大都市らしい大ボリュームのまちなみが形成される一方、広告物の掲出には統一感が欠けているといった課題もあります。
- ・今後、高度化を図るエリアについては、新たな都市の顔としてふさわしい景観形成を図る必要があります。
- ・都心部においては、来街者が多く、それに見合った十分な歩行者空間が確保されていないエリアも一部に見られるなど、安全性・回遊性を高める必要があります。また、低層部において歩いて楽しい空間づくりなど、にぎわい創出の工夫が求められています。
- ・都心部においては、かつてより基盤の整備が行われており、近年に至り老朽化している施設や交通分担の遷移といった社会的変化への対応が求められる施設もあるため、これらの更新の機においては、大都市として先進的な景観の形成に寄与する整備が求められます。
- ・それぞれのエリアの成り立ちや特性に応じてきめ細やかな景観形成を図っていく必要があります。

● 水・緑

- ・大阪市内には、人々に愛されてきた親水空間や視点場となる橋上など、優れた水辺の景観が数多くあり、都市公園、風致地区、河川沿いや幹線道路沿いなどには豊かな緑が保全・整備されてきました。
- ・公園、緑地や水辺などの公共空間に隣接するエリアでは、広告物の設置や住居等としてのニーズが高い反面、雑多な印象や生活感が感じられるなど落ち着いた景観を阻害する要因も見られるため、周辺景観と調和した景観誘導が求められています。
- ・現在、観光客を対象とした舟運が活性化しつつあるなど、河川沿いや海辺沿いの建築物等は、水上や対岸、橋上からの見えに配慮し、形態意匠を工夫する必要があります。
- ・緑が卓越する上町台地では、地域に残された緑をいかし、より緑影濃く特徴づけることが求められます。

- ・河川沿川など水辺については、これまで実験的に公共空間を活用する取り組み等が進められてきました。このような活動と並行し、水都大阪にふさわしい景観形成が求められます。
- ・今後、水や緑に調和した景観形成を一層進めていくことが必要です。

●歴史・文化

- ・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた歴史的・文化的資源が、船場や上町台地をはじめ市域全域に点在し、深みのある地域景観を生み出しています。しかし、それら資源の周辺において建築物の更新などを行う際に、それらに配慮した景観形成がなされているとは言い難いものの一部に見られます。
- ・歴史・文化的資源が残るエリア（特に住居系の土地利用が多いエリア）では、スケールが乖離した建物や個別の資源と調和しない建物も見られます。地域で継続的に歴史・文化的価値を共有しながら、個別の資源を活用した景観形成を図っていくことが必要であり、傾斜下からよく視認できる上町台地のエリアでは、建築物の意匠などを工夫することが求められます。
- ・特に点在する個性的な近代建築物などの活用が進められている船場界隈や、古代より人々の生活の営みが積み重なって市街地が形成されてきた上町台地では、景観資源となる近代建築物や寺社を活用した特徴ある景観を形成していくことが求められます。

●にぎわい・活気

- ・地域の商店街、観光地での人々のにぎわいや各種イベントの風景や演出された夜間景観など、様々なにぎわいの風景が大阪ならではの特徴的な景観となっています。
- ・にぎわいに寄与しているものの、一方では雑多・無秩序な印象を生んでいるととれる建築物、広告物が氾濫するエリアもあります。にぎわいの質についてエリアごとに方向性を定め、適切な景観形成を図る必要があります。
- ・道頓堀川沿川などでは、整然とした都市的美しさとは異なる、多様なにぎわいや活気のあるまちなみが見られ、大阪らしい景観の特徴の一つになっています。こうしたまちなみは、大阪を代表するイメージの一つとして市民にも人気が高いことから、大阪らしさをいかしながら、不快感を与えない一定の秩序をもったにぎわいのあるまちなみを形成していくことが求められています。
- ・都心部においては、デジタルサイネージやメディアファサード等の新たな技術・枠組みに対しても景観上の役割・価値を評価した上で、活用・規制の方向性を検討する必要があります。
- ・そのあり方を検討しながら、大阪らしいにぎわいの景観形成を図っていくことが必要です。

3 眺望景観・夜間景観に係る課題

- ・建築美観誘導制度などの取り組みや、中之島界隈をはじめとする魅力的な夜間景観形成の取り組みにより、現在、大阪らしい眺望・夜間景観が形成されています。
- ・今後、都心部では都市再生緊急整備地域の指定により高層建築物の建築が活性化するなど、周辺の眺望・夜間景観に大きな変化を与える施設が各所で見受けられることや、臨海部では大阪・関西万博やI Rなど大規模な開発が予定されており、新たな都市景観が形成される絶好の機会を迎えています。
- ・この契機をいかして、様々な主体と協働した大阪らしい眺望・夜間景観の形成の取り組みが求められています。
- ・また、上記の取り組みにおいては、メディアファサード等の新たな技術に対応するための景観協議の枠組みを新たに設けるなど創造的な景観形成を図っていくことが必要です。

第4章 景観形成の目標と基本方針

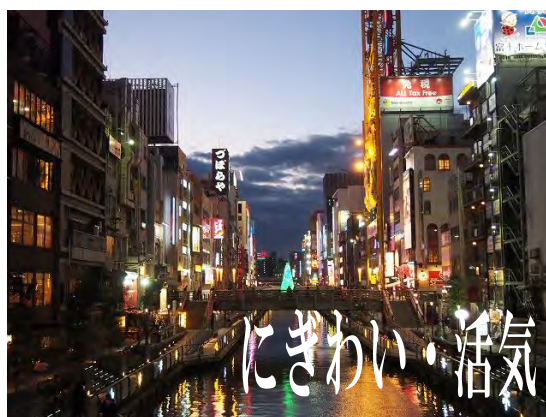
1 景観形成の目標

前章までで明らかとした本市の景観特性や景観形成の課題を受け、本市における景観形成の意義を踏まえた景観形成の目標を次のとおり定めます。

【景観形成の目標】

**都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む
大阪らしい景観をつくる**

景観の形成は本市の大都市としての風格を高めるとともに、都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出につながるものです。また、市民のまちに対する愛着や誇りを醸成し、豊かな生活環境の形成に資するものでもあります。一方、大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つのテーマから捉えることができます。こうした本市における景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とします。



2 景観形成の基本方針

これまで地域の特性をいかした景観の形成とともに、市域の景観の向上を図ることを基本方針として景観形成の施策を進めてきました。これらの方針を継承しながら、景観形成の目標を実現していくための基本方針を次のとおり定めます。

【景観形成の基本方針】

①市域全域での心地よい市街地景観の形成

日々の暮らしや様々な都市活動のフィールドである身近な都市空間の景観の魅力を向上するため、市域全域における景観の水準の向上を図ります。

②地域の特性をいかした景観の形成

大阪らしい景観の特徴をより強めていくため、それぞれの地域ごとの特性をいかした景観形成を推進します。

本市の地域特性をいかした景観形成のテーマを「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つとし、テーマにそった景観形成を図ります。

○大都市らしい風格や洗練された景観形成（風格・洗練）

産業・観光など多様な分野において、国内だけでなく世界に誇る「大阪」として都市格を高めるため、大都市らしい風格のある洗練された景観を形成します。

○水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成（水・緑）

観光や交流における新たな価値創造及び豊かな生活環境の保全を図り、大阪のアイデンティティである水都の魅力を高める水と緑が豊かなうるおいと安らぎを感じる景観を形成します。

○歴史や文化が息づく景観形成（歴史・文化）

地域への愛着や誇りを醸成し、また継承していくことでより「住みたい」「訪れたい」大阪であるべく、これまで培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観を形成します。

○活気とにぎわいあふれる景観形成（にぎわい・活気）

更なる交流人口の増加を図り、大阪の個性ともいえる観光地や繁華街など多くの人々が集まる市街地での活気と多様なにぎわいのある景観を形成します。

③市民や事業者との協働による景観形成

景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取り組みによる影響も大きく、今後は、市民や事業者との協働により景観形成を推進します。

【眺望景観・夜間景観形成の観点から見た基本方針】

○都市のイメージを高める印象的な顔づくり（眺望景観・夜間景観）

不特定多数の人の目に触れる頻度の高い場所において、建築物等のデザインを誘導し、フォトジェニックな（写真映える）眺望の創出や光景観の演出により、都市のイメージを高める印象的な顔をつくります。

- ・眺望景観の典型的な3つの眺め

見渡す
眺め見通す
眺めランドマーク
への眺め

- ・夜間景観の典型的な4つのあかり

俯瞰する
あかり水辺の
あかり境界の
あかり個の
あかり

○景観資源を活用した地域のにぎわいづくり（眺望景観）

地域の持つ特徴的な景観資源をいかした眺望景観形成により、地域の個性を際立たせるよう魅力的な眺望景観を保全・整備することで、大阪を訪れる多くの人々を惹きつけ、人々のアクティビティを活性化し、地域のにぎわいを創出します。

○個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり（夜間景観）

個性的な景観のある地域において、個性を魅力的に際立たせるよう夜間照明による演出を行うことで、大阪を訪れる多くの人を惹きつけ、夜間におけるアクティビティを活性化し、夜間のにぎわいを高めていきます。

○景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成（眺望景観）

市民の眺望景観への意識を高めつつ、魅力的な眺望景観に日常的に触れる機会を創出することで都市への愛着や誇りを醸成します。

○安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくり（夜間景観）

市民が夜間においても安全・安心に過ごせるよう、身近な都市空間である道路や公園などの公共空間も含め、地域の特性に応じた上質な夜間照明を誘導し、日常の生活空間の魅力を高めていきます。

3 協働による景観形成における各主体の役割

景観形成の基本方針に基づいて市民や事業者との協働による景観形成を進めていくにあたっては、各主体が景観形成の目標を共有したうえで、それぞれの立場における役割を積極的に果たすよう、取り組みを進めていくものとします。

【各主体の役割】

○市の役割

市は、本計画に基づき、景観形成の推進のために必要な施策を実施するとともに、協働による景観形成を促進するため、景観に関する市民及び事業者の意識を高めるよう、積極的に啓発を行います。

○市民の役割

市民は、自らの身近な地域の景観に対する関心を深めるとともに、地域でめざすべき景観のあり方を地域で共有しつつ、自身が魅力的な景観形成の主体として身近にできることから取り組んでいきます。

○事業者の役割

事業者は、自身の事業活動が景観形成に与える影響について認識し、事業活動の実施にあたって魅力的な景観の形成に資するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関わる施策に協力します。

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性

1 景観形成の取り組みの方向性

(1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導

大阪らしい景観が持つ多様な表情に応じて、地域の特性をいかした建築物等の誘導を図ります。

(2) 地域との協働による景観まちづくりの推進

市民との協働により、新たな地域の魅力を掘り起こし、大阪らしい個性ある地域の景観形成を進めるため、景観まちづくりの推進を図ります。

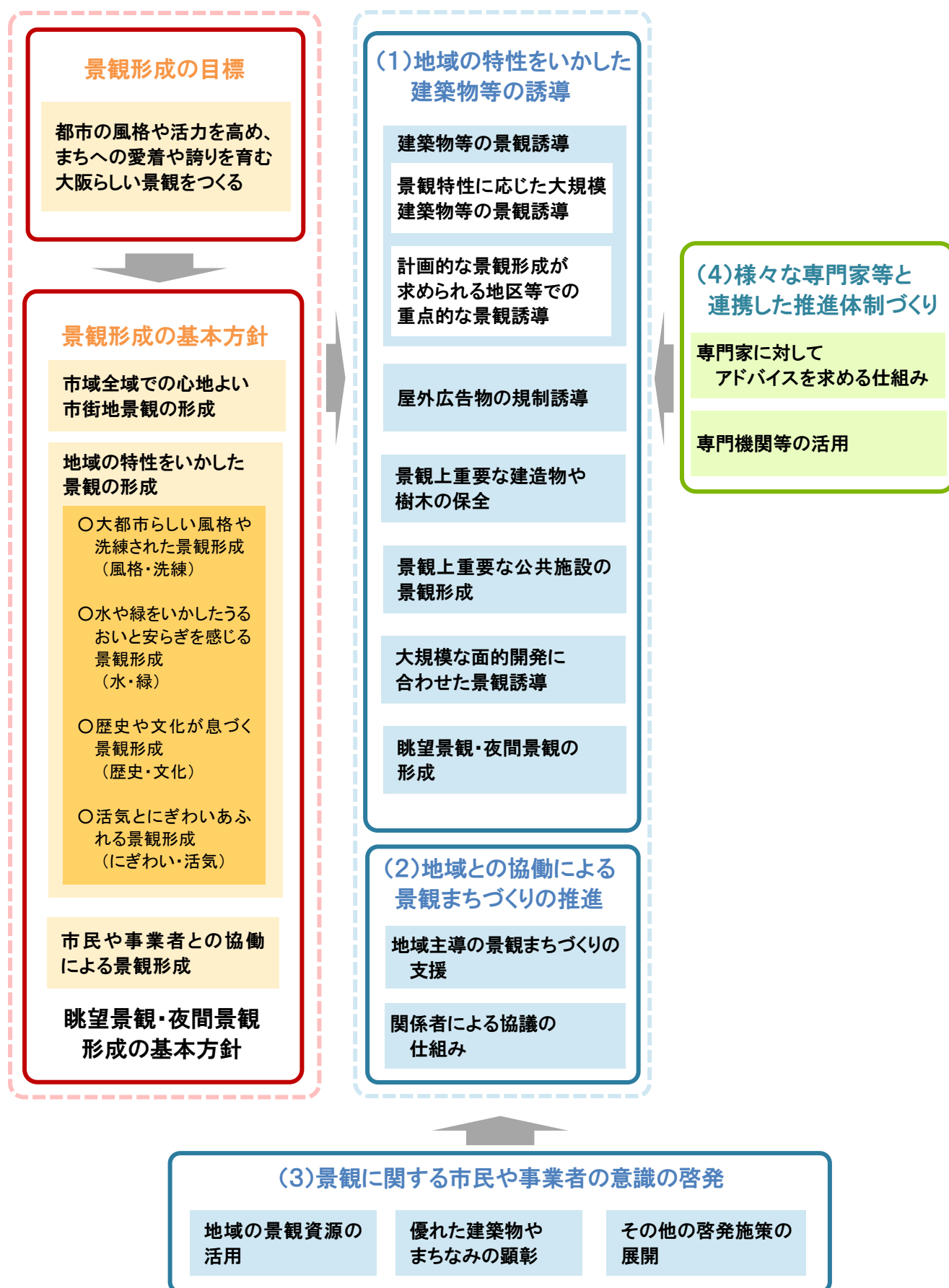
(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

市民や事業者との協働による景観形成を促進していくため、景観に関する意識の啓発を図ります。

(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

景観施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家等と連携した推進体制づくりを行い、効果的な施策の展開を図ります。

景観形成の取り組みの方向性



2 景観施策の展開の方向性

建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

(1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導

① 建築物等の景観誘導

[景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導]

市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図ります。

[計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導]

都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などでは、特に重点的に景観形成を図っていくものとし、地域での取り組み等も踏まえながら、順次地区指定を行い、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりもさらにきめ細やかな景観誘導を行います。

なお、特に本市のシンボルストリートである御堂筋沿道【土佐堀通～長堀通】においては、『大阪の伝統と革新がうみだす 世界的ブランド・ストリート～歩いて楽しみ、24時間稼働する多機能エリアへ～』をめざし、地区計画などの都市計画手法により、建築物の高さや壁面の位置の基準を定めるとともに、「御堂筋デザインガイドライン」により建築物や広告物のデザイン誘導を行っており、今後も現行施策を継続し、重点的な景観誘導を行います。

〈重点的な景観誘導を行う地区の考え方〉

次のいずれかの要件を満たす地区については、景観法や都市計画法の手法を活用することにより、重点的な景観誘導を行うことが望ましいと考えられます。なお、これら以外のエリアについても地域からの提案に基づき、地域主導の景観マネジメントの状況なども踏まえ、地域主導型の地区として適宜、対象としていきます。

◎都市再生などの戦略的位置づけがある地区

都市再生緊急整備地域などの都市戦略上の位置づけのある地区については、拡充される都市機能に見合った景観形成が求められ、また活発な更新が予測されることから高い効果が期待できます。

[候補となるエリアの事例]

大阪駅周辺、御堂筋周辺、中之島西部、大阪ビジネスパーク、難波・湊町周辺、天王寺・阿倍野、コスモスクエア駅周辺、築港・天保山 など

◎大規模な開発が予定されている地区

大規模な開発が予定されている地区については、景観が大きく変容する可能性があることから、景観施策導入の必要性が高く、また効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

大阪駅北側、中之島西部、なにわ筋沿道、夢洲、森之宮 など

◎エリアマネジメント組織による地域独自の景観誘導がなされている地区

今後、成熟社会を迎えるにあたり、地域によるエリアマネジメントの動きが活発化されることが求められています。こうした地域では、自ら定めるきめ細やかな地域ルールを自律的に運用することで、個性ある地域の魅力を引き出すなど、高い効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

大阪駅北側、御堂筋沿道、大阪ビジネスパーク、中之島西部 など

◎景観関連施策の実績がある地区

都心部の幹線道路など、これまで景観関連施策を実施してきた地区では一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

- ・ 建築美観誘導地区（御堂筋、堺筋、四つ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、国道2号）
 - ・ 景観形成地域（中之島^(※)、都心中央部、大川沿川、道頓堀川沿川）など
- （※）中之島景観形成地域は土佐堀川、堂島川及び対岸の河川沿川を含む

②屋外広告物の規制誘導

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、屋外広告物条例と連携して屋外広告物の規制誘導を行います。また、「都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン」などの既存の屋外広告物の規制誘導の制度については、今後の景観施策の展開にあわせ、関係部局と協議・調整しながら、重複するエリアの取扱いなど、検討を進めます。

③景観上重要な建造物や樹木の保全

市域内に点在する都市景観資源や歴史性のある建築物、またランドマークになっている樹木など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく景観重要建

造物・景観重要樹木の指定制度を活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用します。

〔候補となる建造物・樹木の事例〕

・大阪城天守閣、通天閣、菅原天満宮の大楠 など

④景観上重要な公共施設の景観形成

地域景観の骨格や核となっている道路・公園・河川等の公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定制度を活用しながら、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を図ります。

〔候補となる公共施設の事例〕

- ・景観上重要な構成要素となる道路（御堂筋、三休橋筋、なにわ筋など）
- ・景観上重要な構成要素となる河川（大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川など）
- ・景観上重要な構成要素となる公園（中之島公園、大阪城公園、靱公園など）

⑤大規模な面的開発に合わせた景観誘導

市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模な開発が行われる地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、また都市再生特別地区など形態制限等を緩和して計画される大規模な開発は特に周辺景観に与える影響が大きいことから、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていきます。検討書の作成にあたっては、地域のランドマークとなるよう眺望景観及び夜間景観の観点も踏まえたものとします。

⑥眺望景観・夜間景観の形成

〔眺望景観の形成〕

大阪を代表するエリアにおいて、地域の眺望特性をいかした建築物等の誘導と眺望づくりの推進を図るため、大阪らしい眺望景観の典型的な3つの眺め（見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺め）に沿って、主要な視点場からの眺望を意識したファサードデザインや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。

〔夜間景観の形成〕

地域の特性に応じた夜間景観の形成を図るとともに、重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策とも連携しながら公共施設等をライトアップするなどの演出を行います。

また、大阪を代表するエリアにおいて、地域の夜間特性をいかした建築物の誘導と夜景づくりを図るため、大阪らしい夜間景観の典型的な4つのあかり（俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかり）に沿って、主要な視点場からの夜景を意識した魅

力的なライトアップや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。さらに、メディアファサード等の新技術に対応するための景観協議の枠組みを新たに設け、周辺との調和に加え創造的な景観づくりを図ります。

〈大阪を代表するエリアの考え方〉

古くから市民が誇りとする魅力的な眺めが生み出された「大阪城公園周辺」、「中之島等」、また、大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会を有した「ベイエリア」及び大阪のメインストリートとして我が国でも類のない風格のあるシンボリックな見通し景観を形成する「御堂筋とその沿道」を対象としていきます。

凡例

眺望・ 夜間景観	[		大阪城公園周辺（大阪城景観配慮ゾーン）
			ベイエリア
			御堂筋とその沿道（道路景観配慮ゾーン 御堂筋）
眺望景観	[		中之島等
			河川景観配慮ゾーン 天満橋～船津橋・端建藏橋
夜間景観	[		〃
			河川景観配慮ゾーン 大川・堂島川・土佐堀川・安治川



大阪を代表するエリア

[眺望景観・夜間景観の形成に伴う主要な視点場の設定]

主要な視点場の設定にあたっては、人々が集い、見渡せる・見通せる場所である公共空間から選定し、建築物の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を図ることを目的とする視点場に分けて設定します。

〈視点場の設定の具体例〉

◎橋梁や河川沿川のまちなみを見通す特徴的な眺め

- ・中之島に架かる橋上からは、河川の両側に連なる水辺のまちなみや橋梁を水面越しに見通す景観を望むことができます。
- ・橋梁は視対象だけでなく視点場としても整備することにより、沿川のまちなみと水際線に沿って視線が誘導される奥行き感のある水都大阪にふさわしい八百八橋の風景の演出が可能です。



なお、眺望景観・夜間景観の形成にあたっては、景観計画を軸に主要な視点場・視対象の明示やライトアップの方法等を景観読本やガイドライン等で示すことにより計画を補完します。また、公共空間の景観形成や大規模な面的開発といった他分野の施策との連携により強化を図ります。

（２）地域との協働による景観まちづくりの推進

①地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入します。

また、地域の実情や合意状況等に応じて、景観協定制度など、法に基づく制度の活用を進めます。

②関係者による協議の仕組み

地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、景観法に基づく景観協議会の制度なども活用しながら、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めます。

（３）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

①地域の景観資源の活用

都市景観条例に基づき地域の景観資源を登録する都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきていますが、全区において登録が終わった後は、さらなる資源のPRなど周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討します。

②優れた建築物やまちなみの顕彰

新たな景観形成に資する景観上特に優れた建築物やまちなみを市民や事業者から募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称：大阪まちなみ賞）により、美しく個性と風格があるなど地域特性をいかした景観づくりについて、普及・啓発を行います。

③その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントや、基礎的な知識を学習する講座等の開催のほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを実施します。

（４）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、本市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用していくための総合的な景観施策体系の再構成に伴い、大阪市都市景観委員会や景観に関連する専門家に対してアドバイスを求める仕組みを導入します。

②専門機関等の活用

民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構の制度の活用を図ります。

3 景観施策の体系

建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

地域の特性をいかした建築物等の誘導

建築物等の景観誘導

景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導

計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導

屋外広告物の規制誘導

景観上重要な建造物や樹木の保全

景観上重要な公共施設の景観形成

大規模な面的開発に合わせた景観誘導

地域との協働による景観まちづくりの推進

地域主導の景観まちづくりの支援

関係者による協議の仕組み

景観に関する市民や事業者の意識の啓発

地域の景観資源の活用

優れた建築物やまちなみの顕彰

その他の啓発施策の展開

様々な専門家等と連携した推進体制づくり

専門家に対してアドバイスを求める仕組み

専門機関等の活用

第6章

景観法を活用した
景観形成の取り組み

第7章

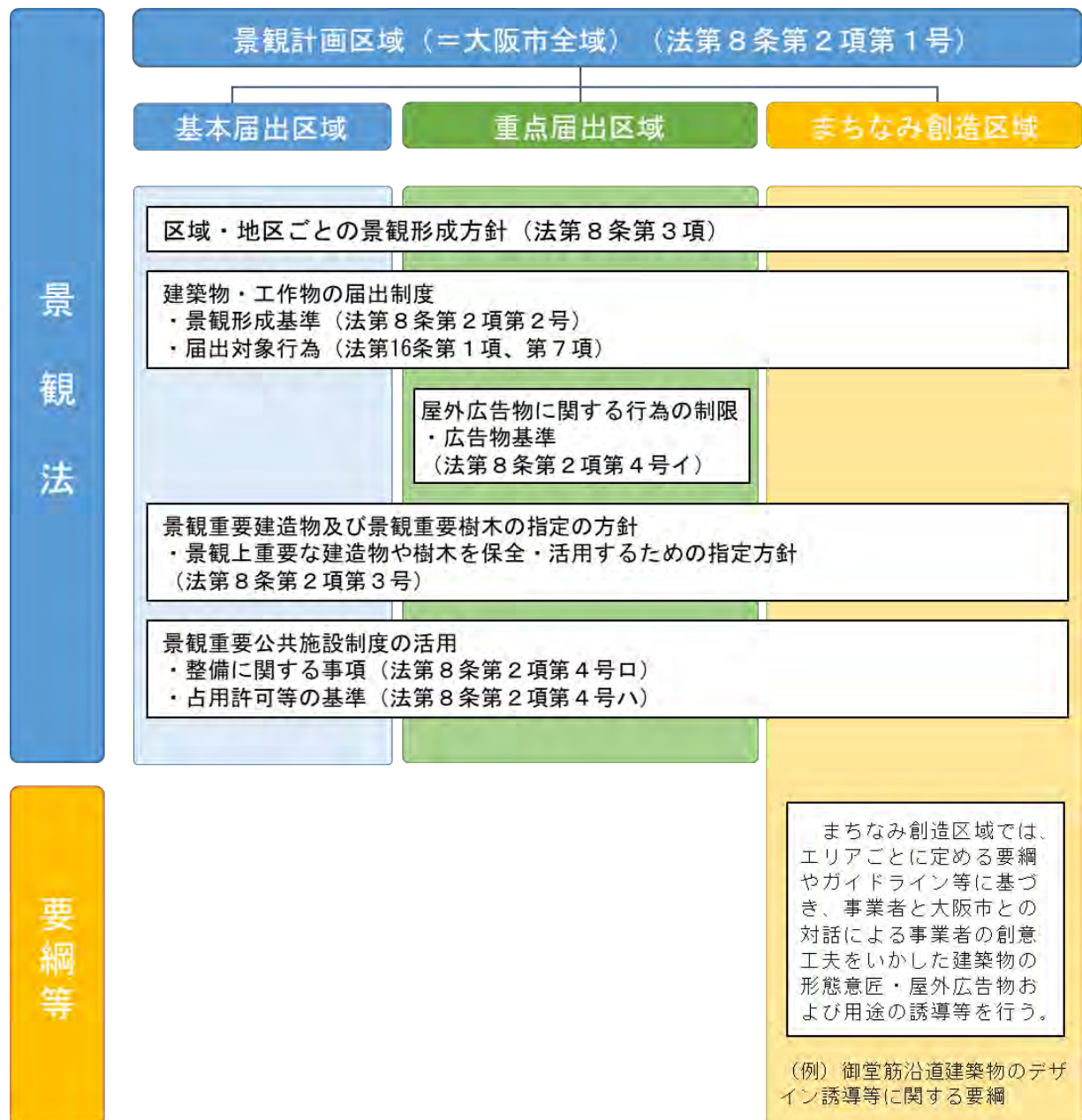
まちづくりなどと
連携した独自の景
観形成の取り組み
(※)

(※) 一部、景観法を活用

第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み

1 景観法に基づく景観計画の枠組み

大阪市では、第4章の景観形成の目標と基本方針を踏まえ、景観法に基づき次に示す枠組みで景観誘導を図ります。



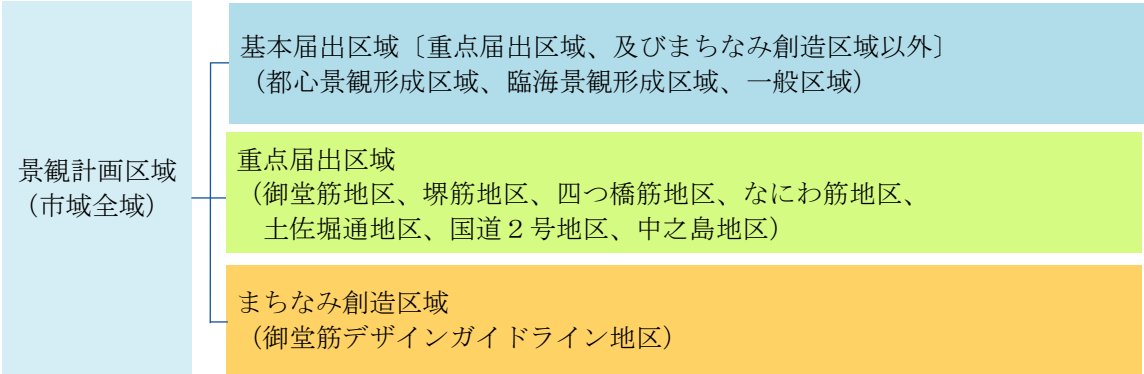
（注）令和8年5月27日公布『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律』の施行後は、本計画中の次の表記をそれぞれ読み替える。

- 1 「法第8条第2項第4号ロ」は「法第8条第2項第4号ハ」に読み替える。
- 2 「法第8条第2項第4号ハ」は「法第8条第2項第4号ニ」に読み替える。

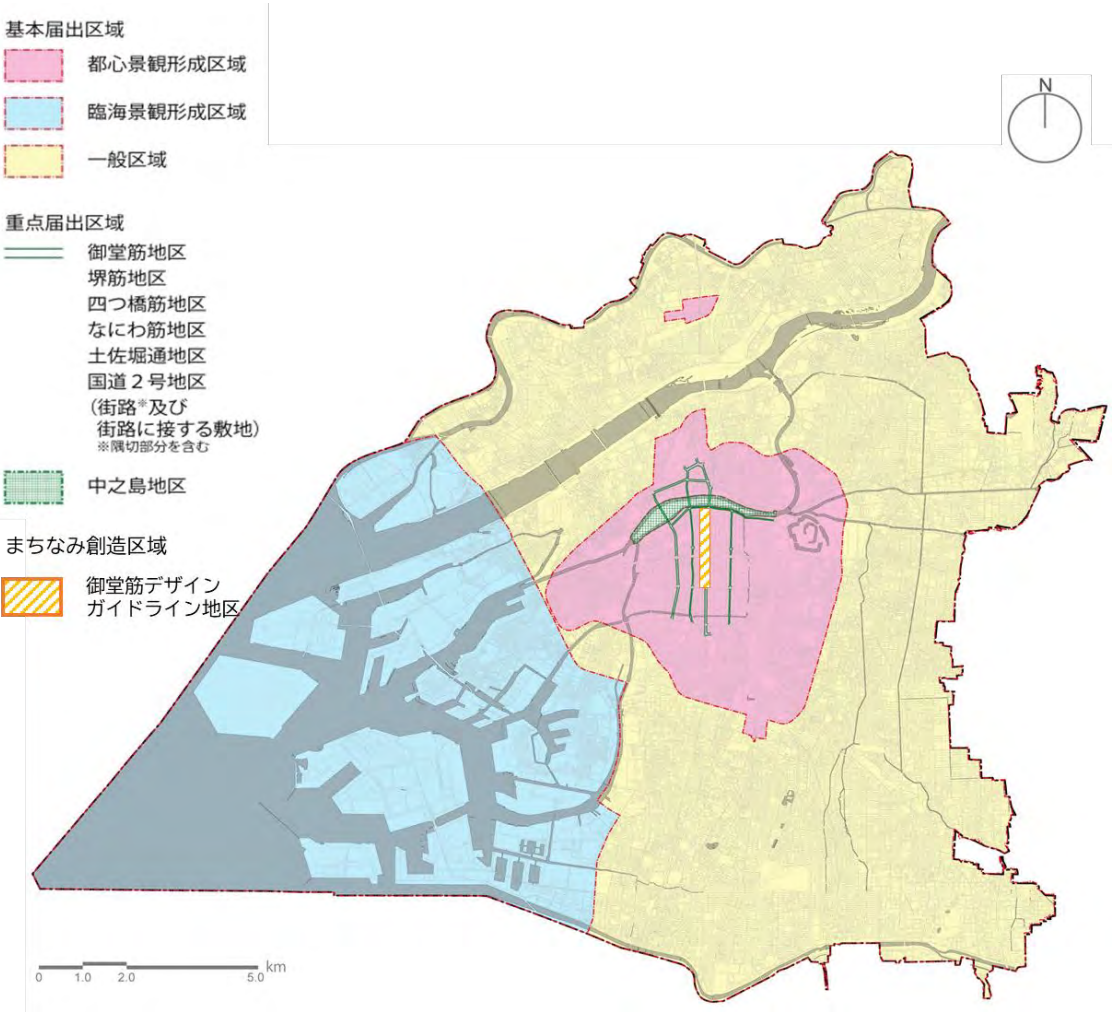
2 景観計画区域等

(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

大阪市では、第4章に示す景観形成の目標の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、景観計画区域は、基本届出区域、重点届出区域、及び、まちなみ創造区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。



景観計画区域図



基本届出区域

基本届出区域は、第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、基本となる面的な要素を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3つの区域で構成し、地域ごとの景観特性に応じた詳細な景観誘導を図ります。

区域の設定にあたっては、市民や事業者にとってわかりやすい範囲設定とするため高架道路などの地形地物などを区域界とします。

基本届出区域（3区域）

都心景観形成区域	・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く） ・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	・概ね大阪港に臨む範囲 - 東側：国道43号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 - 西側：大阪湾（市境） 北側：中島川 南側：大和川（市境） - に囲まれた区域
一般区域	・都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域、及びまちなみ創造区域以外

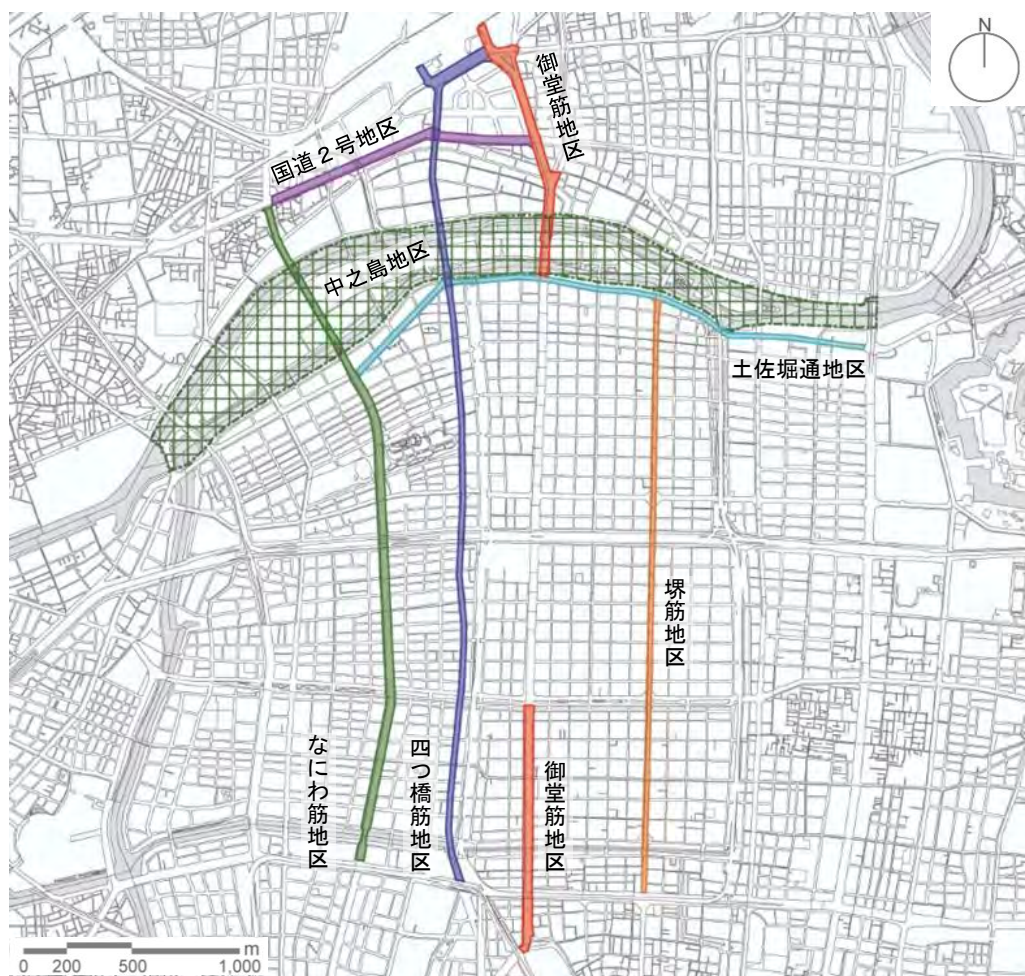
重点届出区域

地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方を展開するエリアとして、これまで景観関連施策を実施してきた地区など、一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる次に示す地区を重点届出区域として定めます。

重点届出区域（7地区）

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵橋）

景観計画区域図（重点届出区域）



まちなみ創造区域

エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の景観誘導など、官民が共創し、地域と一体となった景観まちづくりの取り組みを実施する次に示す地区をまちなみ創造区域として定めます。

まちなみ創造区域（1地区）

御堂筋デザイン
ガイドライン地区

「御堂筋本町北地区地区計画」及び「御堂筋本町南地区地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。

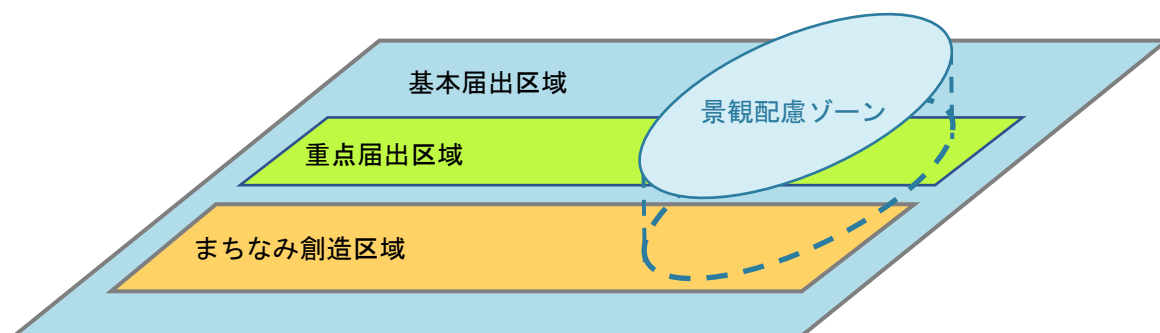
まちなみ創造区域「御堂筋デザインガイドライン地区」では、地区計画による建築物等の形態意匠等の基準のほか、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者と大阪市との対話により、事業者の創意工夫をいかした建築物の形態意匠、屋外広告物、用途の誘導等を行います。詳細については、「御堂筋デザインガイドライン」をご参照ください。

景観計画区域図（まちなみ創造区域）



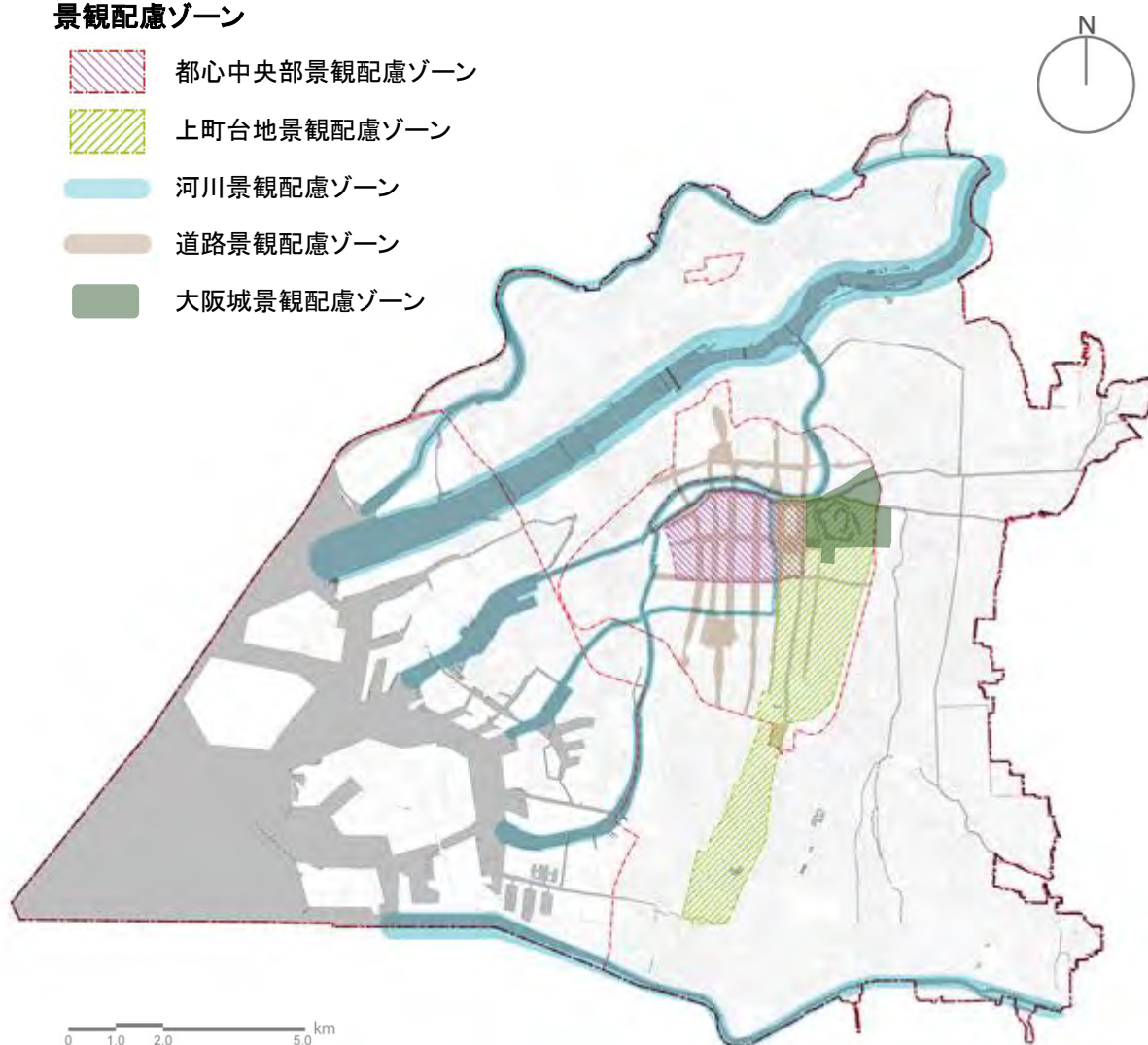
(2) 景観配慮ゾーン

第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンを「景観配慮ゾーン」と位置付け、対象となる範囲、景観形成の方針及び基準を定め、基本届出区域、重点届出区域及びまちなみ創造区域での景観形成の方針や基準に加え、重層的に景観形成を図ります。



景観配慮ゾーン

-  都心中央部景観配慮ゾーン
-  上町台地景観配慮ゾーン
-  河川景観配慮ゾーン
-  道路景観配慮ゾーン
-  大阪城景観配慮ゾーン



都心中央部景観配慮ゾーン

都心中央部においては、風格のある「大通り（広幅員道路）」や、まとまりの感じられる「地区道路（中小幅員道路）」の特性をいかして、沿道のまちなみを整えるとともに、船場をはじめ市民に親しまれている都心の魅力を高めることにより、ゆとり・うるおい・にぎわいのある景観形成を図ります。

上町台地景観配慮ゾーン

上町台地においては、坂や崖など地形の変化に富んだ景観特性が随所に見られる他、風致地区や古墳などの緑や、大阪城、寺町、住吉大社などの歴史的な地区が、上町台地上に多数存在しています。これらの特性をいかして、坂の下からの見え方への配慮や、緑・歴史景観資源との調和に配慮した景観形成を図ります。

河川景観配慮ゾーン

景観上骨格となる河川及び河川沿川のまちなみについて、対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮した景観形成を図ります。また、中之島等（※5）においては、水辺の景観を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪の顔としてふさわしい水辺の眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

道路景観配慮ゾーン

景観上骨格となる道路及び道路沿道のまちなみについて、見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した景観形成を図ります。

大阪城景観配慮ゾーン

大阪城公園周辺においては、大阪のランドマークである大阪城天守閣を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪城天守閣を中心とした象徴的な眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

景観配慮ゾーンの区域

都心中央部 景観配慮ゾーン	○以下に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地 東側：谷町筋 西側：新なにわ筋 南側：長堀通 北側：土佐堀通
上町台地 景観配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域 東側：玉造筋、阿倍野筋 西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境 南側：長居公園通 北側：大川、寝屋川
河川 景観配慮ゾーン	○以下に示す河川及び沿川区域（当該河川から 50m（淀川は 100m）付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。） 淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、東横堀川、安治川、尻無川、木津川 ※5 中之島等を示す範囲は、天満橋から船津橋・端建蔵橋の範囲（堂島川、土佐堀川、大川）及び沿川区域とする。
道路 景観配慮ゾーン	○都心景観形成区域内の以下に示す道路及びその沿道区域（路線式の用途地域の範囲とする。） なにわ筋、四つ橋筋、国道 176 号（済生会病院前交差点～梅田新道）、御堂筋、国道 25 号・国道 26 号（難波西口交差点～大阪環状線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、上町筋、国道 2 号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道 1 号（梅田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通
大阪城 景観配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路、鉄道及び公園に囲まれた区域 東側：大阪環状線、第二寝屋川左岸、上新庄生駒線 西側：谷町筋 南側：中央大通、難波宮公園、中央大通 北側：大川左岸、京阪本線

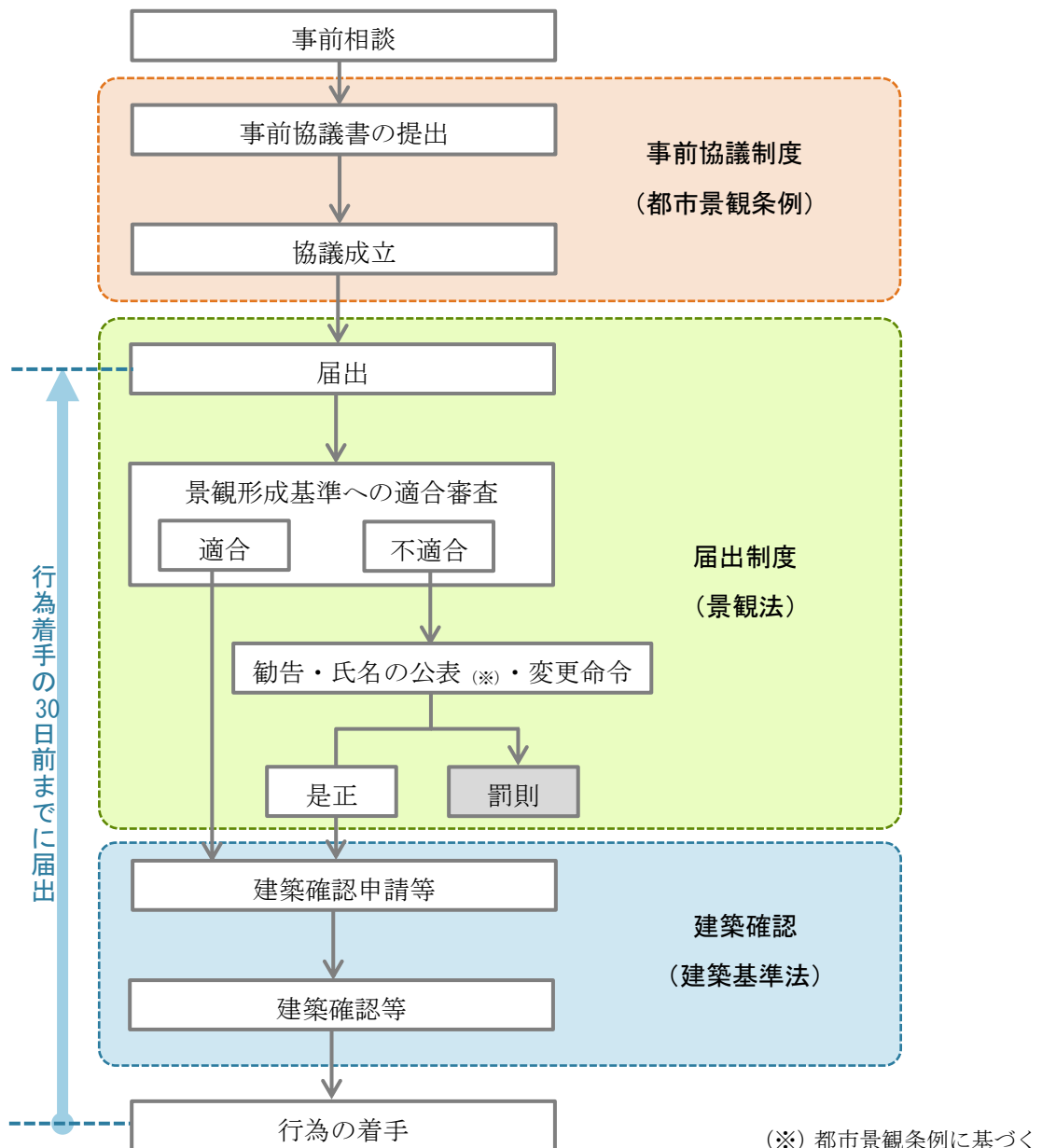
3 建築物・工作物の届出制度

(1) 届出までの流れ

景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等（届出対象行為）を行う場合は、良好な景観形成を推進するため、あらかじめ、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき、市長に対して届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知）を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物及び工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行います。

届出内容が景観形成基準に適合しない場合は、勧告や氏名の公表、変更命令を行う場合があります。



(2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項）

届出対象行為の種類、規模は次に示すとおりとし、これら全ての行為を特定届出対象行為（景観法第17条1項）とします。

景観計画区域内で届出を行う場合は、(3)に示す景観形成方針や景観形成基準（行為の制限）に適合する必要があります。

なお、景観形成方針は、市民、事業者及び行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針となるものです。届出対象規模に満たない行為についても、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった建築物等の計画とすることが求められます。

○建築物

区 域	届出対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域 まちなみ創造区域	(1) 敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの (2) 延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	規模にかかわらず全て	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

○工作物1

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 まちなみ創造区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が100m以上の河川の護岸	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋長が100m以上の橋梁	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

重点届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が50m以上の河川の護岸	施工延長が50mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

○工作物2

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 重点届出区域 まちなみ創造区域	(1) 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが20mを超えるもの (2) 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

○工作物3

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 重点届出区域 まちなみ創造区域	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

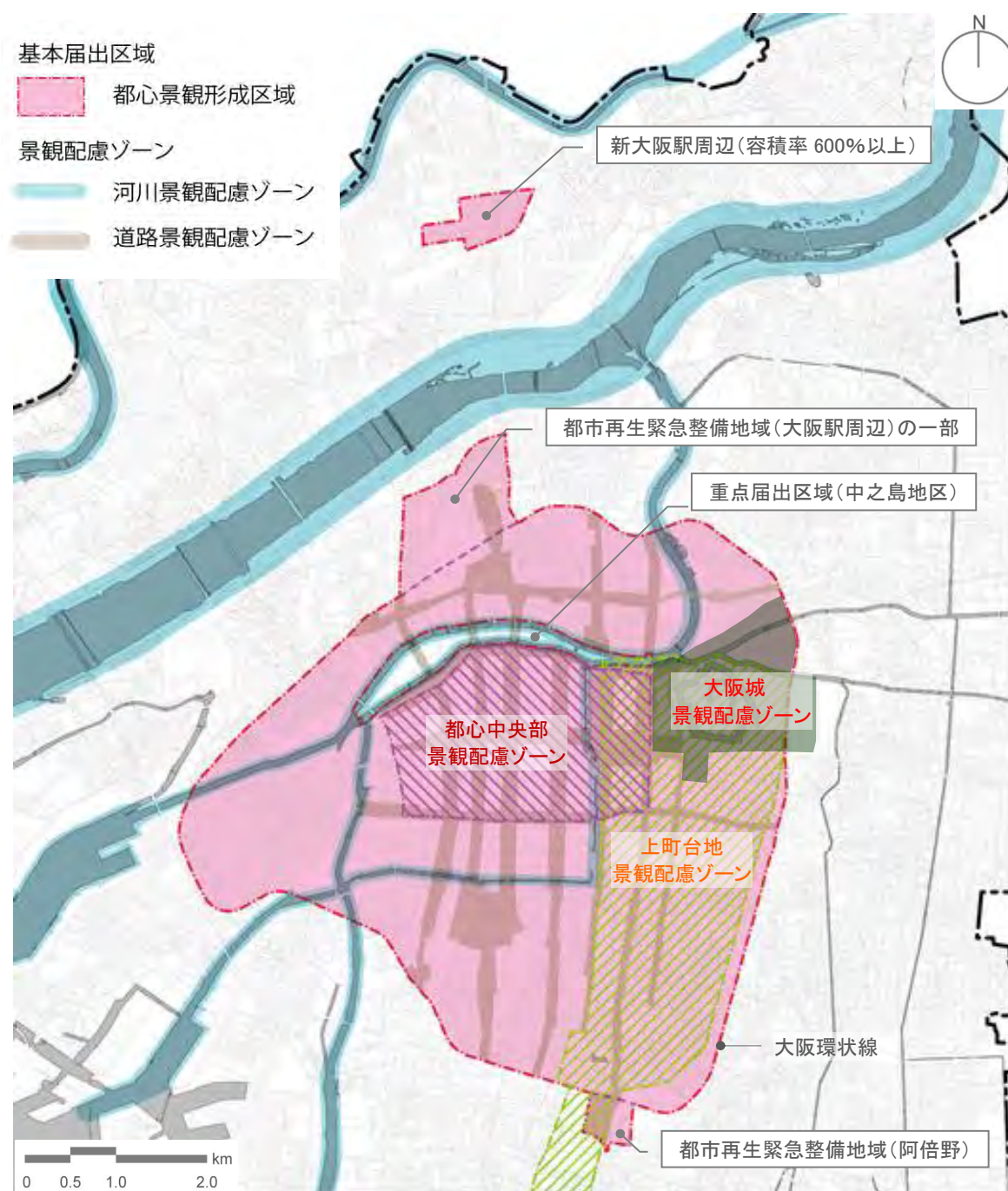
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び景観形成基準（法第8条第2項第2号）

(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 都心景観形成区域

①都心景観形成区域の対象範囲

都心景観形成区域は、概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く）とし、大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域の一部・阿倍野地域）や新大阪駅を中心とした商業地域で容積率 600%以上の区域を含めた範囲を対象範囲とします。



②都心景観形成区域の景観形成方針

○都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成

- ・敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。
- ・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、「光のまちづくり推進委員会」の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの、創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】**○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成**

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】**○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成**

- ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

○ランドマークをいかした夜間景観の形成

- ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】**○水辺に映える景観の形成**

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針**○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成**

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

大川沿川地域の方針**○「水辺の魅力」を高める**

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿

いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。 ○「川沿いのまちなみ」の形成 川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。	
中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針	
○「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。 御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。 ○水辺の魅力を高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。	
大川～安治川沿川地域の方針	
○水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	
【道路景観配慮ゾーン】	
○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成 - 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 - 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	

③都心景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 【上町台地景観配慮ゾーン】 - 接道部に空地を設け、緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 - 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置な

	どにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。

	・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地で河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。 【河川景観配慮ゾーン】

	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。

	・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・中之島等の敷地で河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。

	・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・ 大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	--

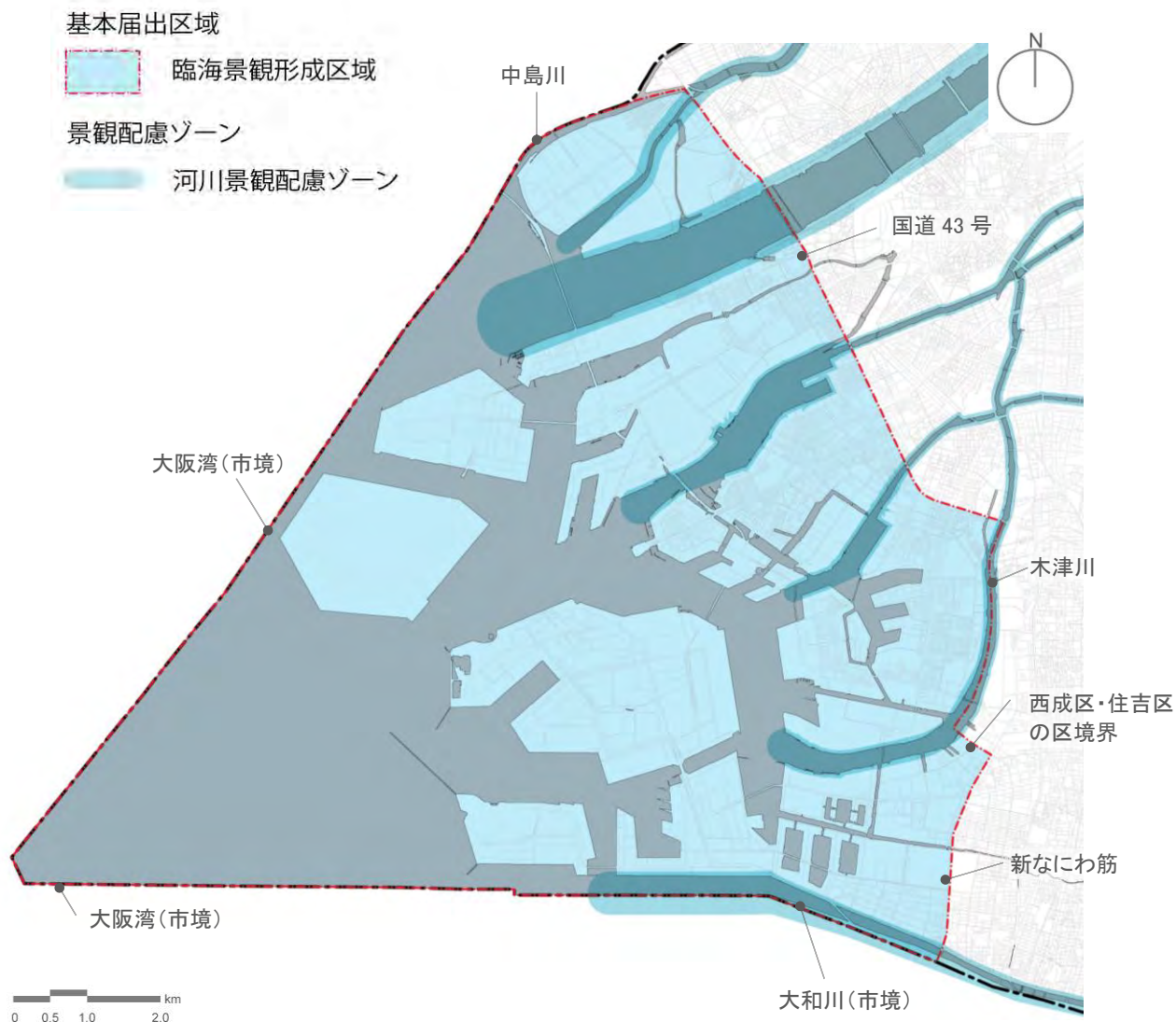
(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

2) 臨海景観形成区域

①臨海景観形成区域の対象範囲

臨海景観形成区域は、概ね大阪港に臨む範囲とし、河川や幹線道路に囲まれた範囲を対象範囲とします。



②臨海景観形成区域の景観形成方針

○開放的でうるおいのあるウォーターフロント景観の形成

- ・海の玄関口にふさわしい開放的で水辺に映える景観となるよう、建築物のデザインや色彩等に配慮する。
- ・水辺に接する集客施設については、できるだけ水辺へのアクセスを確保するなど、うるおいを感じる空間づくりを行う。
- ・海上や対岸、橋上からの見え方にも配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにするなど、建築物のデザインや色彩に配慮する。

○大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成

- ・大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を

形成する。

- ・大規模な工場や物流倉庫が立地するエリアでは、周辺に住宅や商業施設など様々な用途・機能が混在していることを踏まえ、周囲と調和した港らしい景観を形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
- ・ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、客船ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

③臨海景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、

	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫

	する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

3) 一般区域

①一般区域の対象範囲

一般区域は、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域及びまちなみ創造区域を除く市域全域を対象範囲とします。

基本届出区域

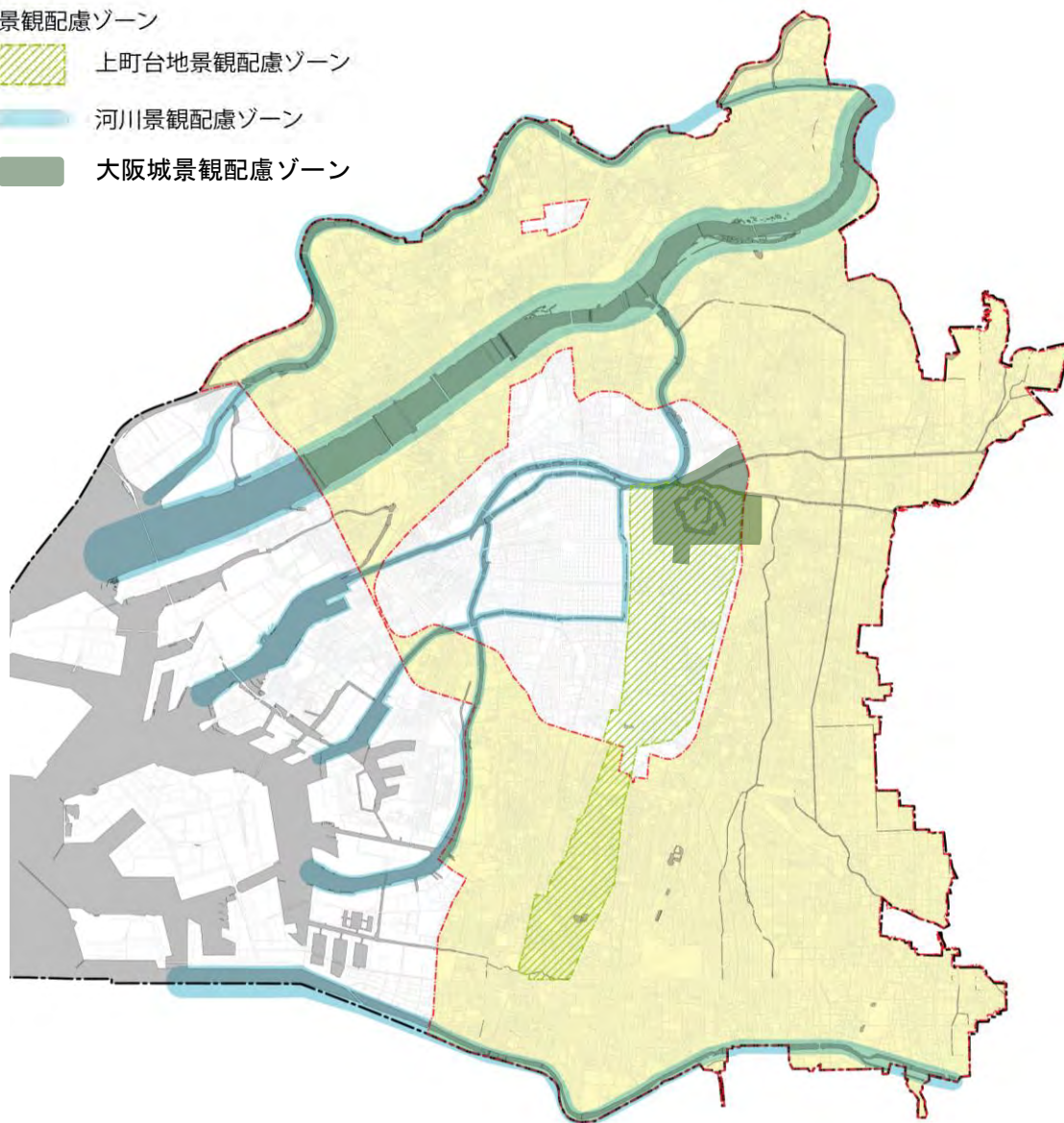
 一般区域

景観配慮ゾーン

 上町台地景観配慮ゾーン

 河川景観配慮ゾーン

 大阪城景観配慮ゾーン



②一般区域の景観形成方針

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【上町台地景観配慮ゾーン】

○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】

○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成

- ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

○ランドマークをいかした夜間景観の形成

- ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外

広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

大川沿川地域の方針

○「水辺の魅力」を高める

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。

○「川沿いのまちなみ」の形成

- ・川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

③一般区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・接道部に空地を設け、緑化に努める。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する 【河川景観配慮ゾーン】

	・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。

	【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見

	える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないように努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に

	面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	---

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。